

第2回岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和3年11月29日（月）午後6時00分～

場所 庁舎6階6-1大会議室

1 発生状況について

資料1

2 岐阜県の対応について

資料2

3 岐阜市の対応について

資料3

4 その他

【配布資料】

資料1 岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について(R3.11.28公表時点)

資料2 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会(第34回)対策本部本部員会議(第46回)

資料3 新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第9版)(案)

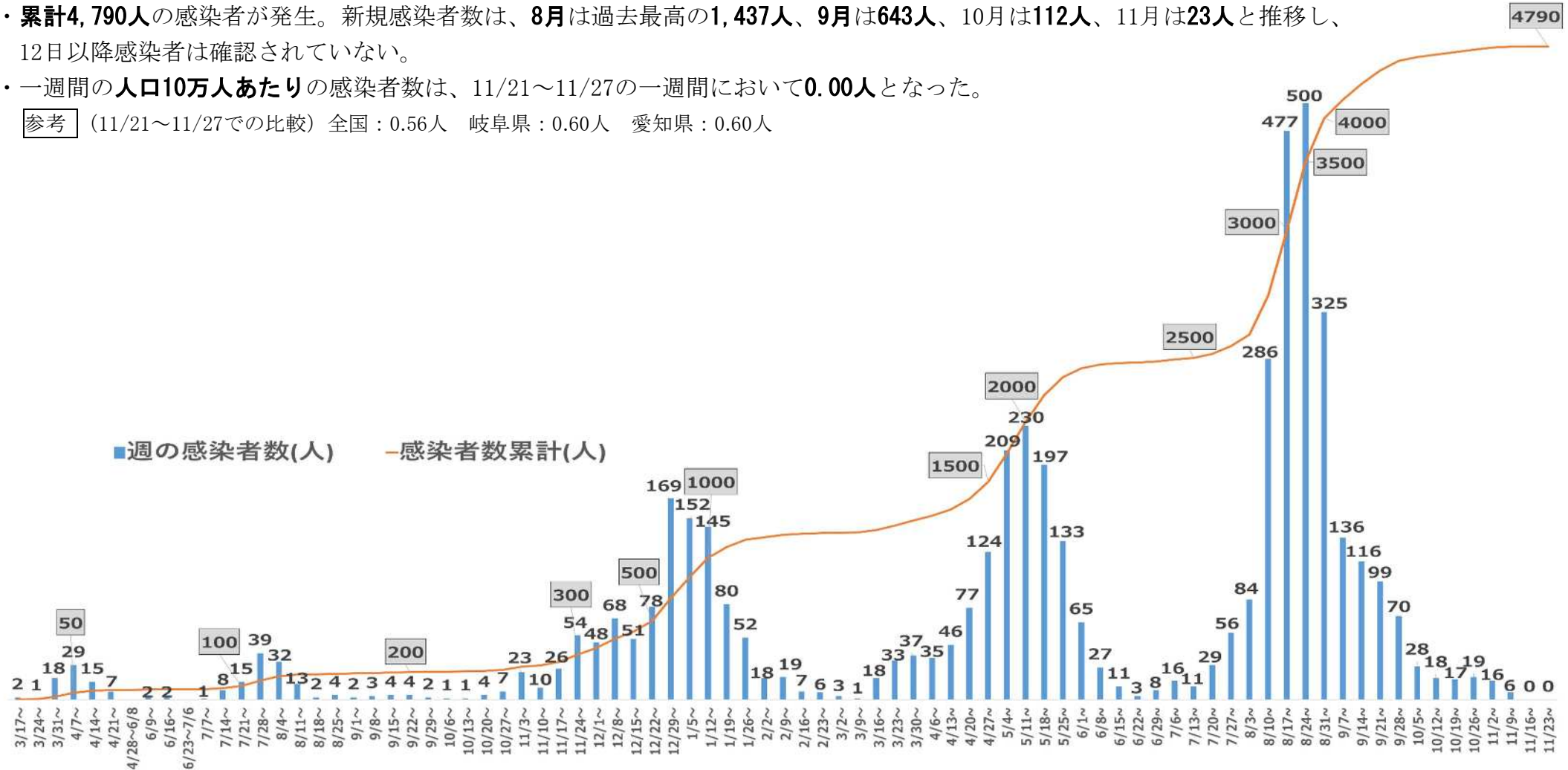
参考1 岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議席表

岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について（R3. 11. 28 公表時点）

1 感染者数推移（週計）

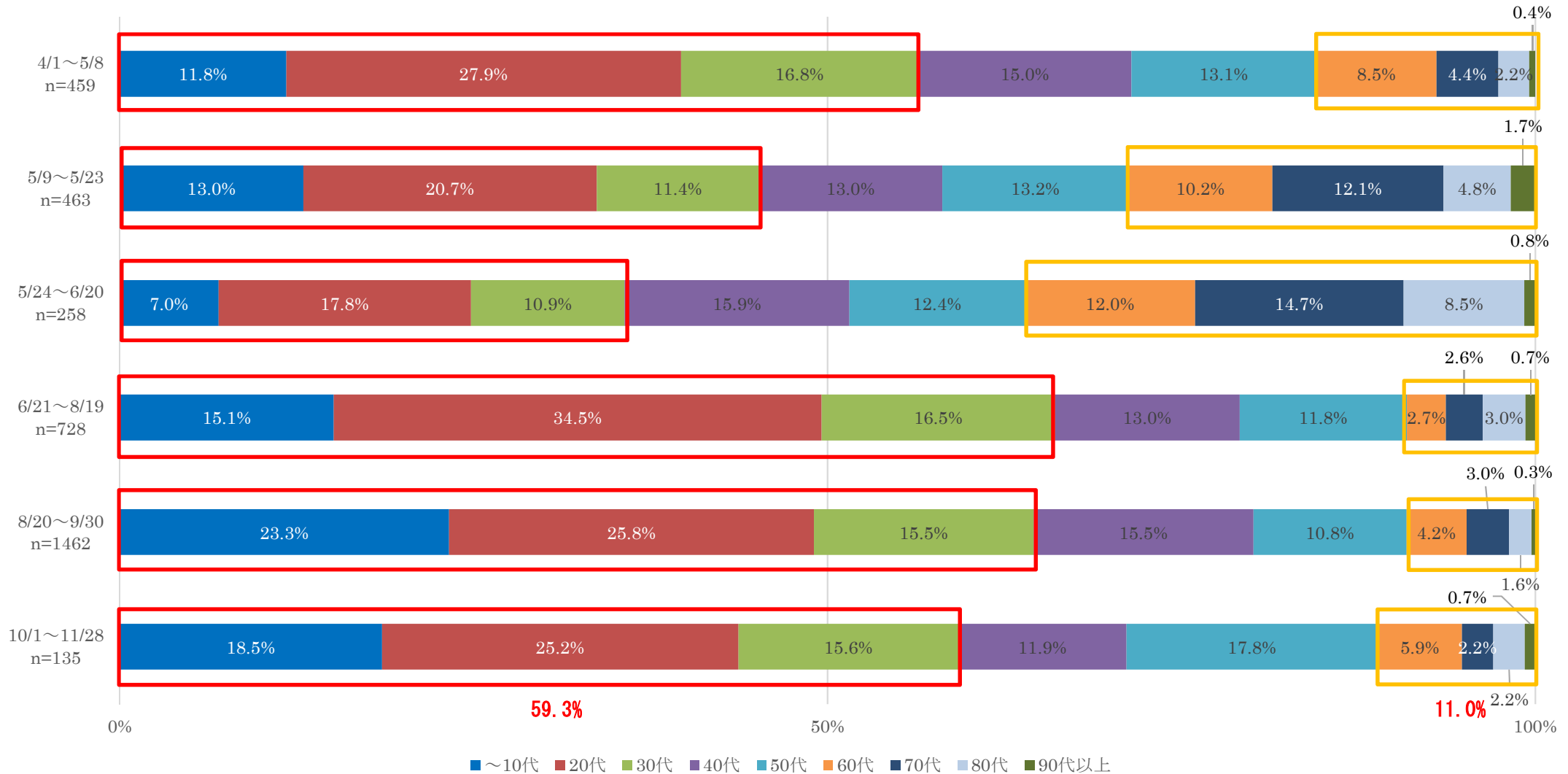
- ・ 累計4,790人の感染者が発生。新規感染者数は、8月は過去最高の1,437人、9月は643人、10月は112人、11月は23人と推移し、12日以降感染者は確認されていない。
- ・ 一週間の人口10万人あたりの感染者数は、11/21～11/27の一週間において0.00人となった。

参考（11/21～11/27での比較） 全国：0.56人 岐阜県：0.60人 愛知県：0.60人



2 年代別割合の比較（令和 3 年 4 月以降）

- ・ 30代以下が**59.3%**、60代以上が**11.0%**となっている。
- ・ 6月後半以降、30代以下の割合は減少傾向にあるものの、現在も50%を越えている。一方で60代以上は約 1 割に留まっている。



※割合は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100%とはならない場合があります。

岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会（第 3 4 回）
対策本部本部員会議（第 4 6 回）

日 時：令和 3 年 1 1 月 2 9 日（月）
1 3：0 0～

場 所：県庁 4 階 特別会議室

1 感染状況

資料 1

2 県の対策（案）

- （1）新型コロナウイルス感染症対策
～感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指して～

資料 2－1

- ・新型コロナワクチン追加接種（3 回目）の当面の方針について

- （2）コロナ社会を生き抜く行動指針

資料 2－2

**岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会（第34回） 対策本部本部員会議（第46回） 出席者名簿**

日時：令和3年11月29日（月） 13：00～
場所：岐阜県庁4階 特別会議室

1 市町村

市名	氏名等	備考	町村名	氏名等	備考
岐阜市	柴橋 正直 市長	県庁	岐南町	小島 英雄 町長	T V
大垣市	石田 仁 市長	T V	笠松町	川部 時文 副町長	T V
高山市	國島 芳明 市長	T V	養老町	大橋 孝 町長	T V
多治見市	古川 雅典 市長	T V	垂井町	早野 博文 町長	T V
関市	尾関 健治 市長	T V	関ヶ原町	西脇 康世 町長	T V
中津川市	青山 節児 市長	T V	神戸町	谷村 成基 町長	T V
美濃市	堀部 勉 副市長	T V	輪之内町	荒川 浩 参事	T V
瑞浪市	勝 康弘 副市長	T V	安八町	堀 正 町長	T V
羽島市	松井 聡 市長	T V	揖斐川町	長屋 憲幸 副町長	T V
恵那市	小坂 喬峰 市長	T V	大野町	宇佐美 晃三 町長	T V
美濃加茂市	伊藤 誠一 市長	T V	池田町	岡崎 和夫 町長	T V
土岐市	鷺見 直人 副市長	T V	北方町	戸部 哲哉 町長	T V
各務原市	浅野 健司 市長	T V	坂祝町	柴山 佳也 町長	T V
可児市	富田 成輝 市長	T V	富加町	板津 徳次 町長	T V
山県市	林 宏優 市長	T V	川辺町	佐藤 光宏 町長	T V
瑞穂市	森 和之 市長	T V	七宗町	加納 福明 町長	T V
飛騨市	湯之下 明宏 副市長	T V	八百津町	金子 政則 町長	T V
本巣市	藤原 勉 市長	T V	白川町	細江 茂樹 町長	T V
郡上市	青木 修 副市長	T V	東白川村	桂川 憲生 副村長	T V
下呂市	山内 登 市長	T V	御嵩町	渡邊 公夫 町長	T V
海津市	横川 真澄 市長	T V	白川村	成原 茂 村長	T V

2 各種団体

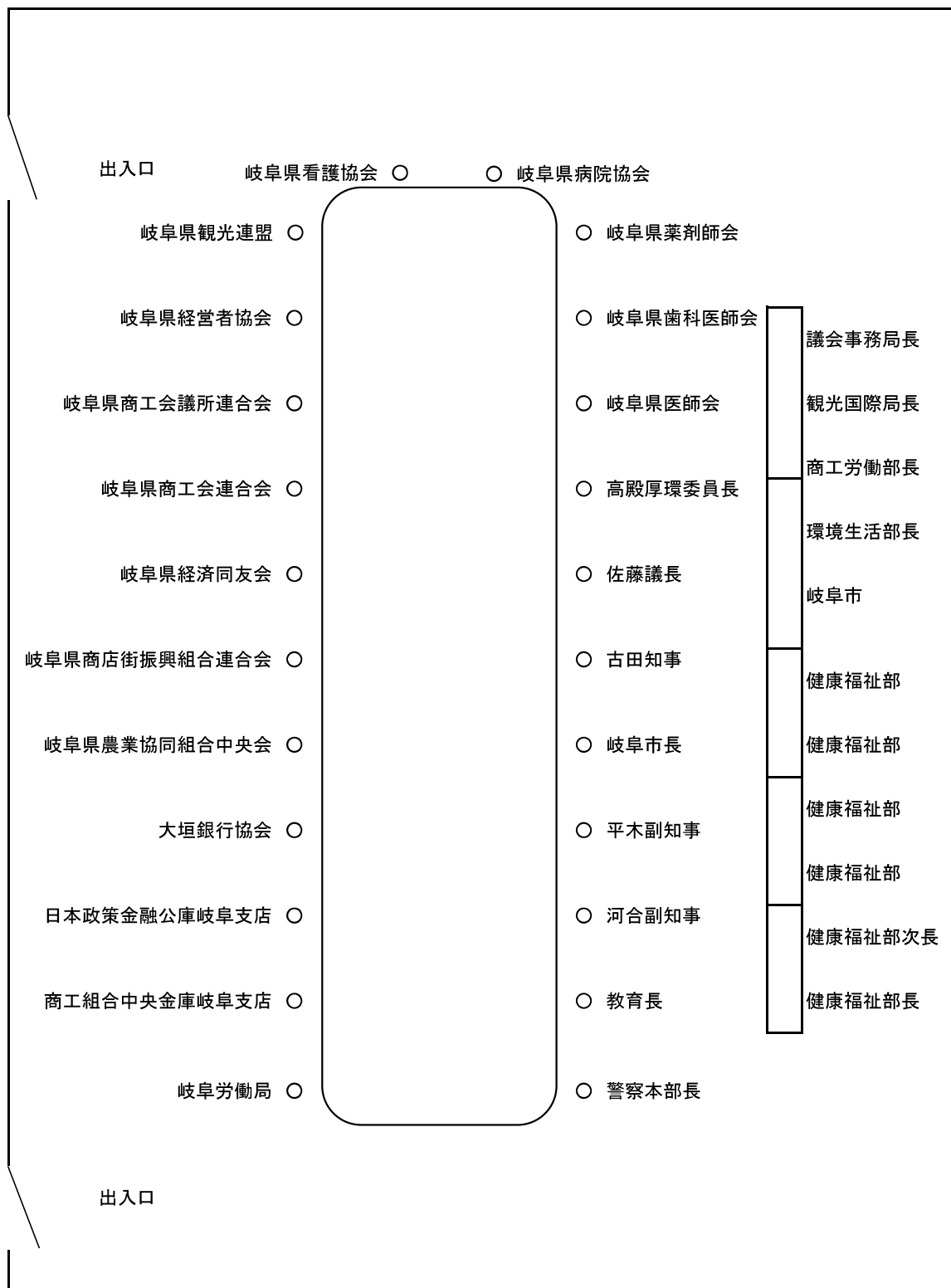
団体名	氏名等	団体名	氏名等
岐阜県医師会	磯貝 光治 常務理事	岐阜県商工会連合会	岡山 金平 会長
岐阜県歯科医師会	阿部 義和 会長	岐阜県経済同友会	鈴木 良春 筆頭代表幹事
岐阜県薬剤師会	有川 幸孝 専務理事	岐阜県商店街振興組合連合会	日比野 豊 理事長
岐阜県病院協会	富田 栄一 会長	岐阜県農業協同組合中央会	櫻井 宏 代表理事会長
岐阜県看護協会	青木 京子 会長	大垣銀行協会	竹中 哲夫 公務金融部長
岐阜県観光連盟	山岡 利安 副会長	日本政策金融公庫 岐阜支店	梅沢 光一 支店長
岐阜県経営者協会	安藤 正弘 専務理事	商工組合中央金庫 岐阜支店	一ノ瀬 浩道 支店長
岐阜県商工会議所連合会	森 健二 専務理事	岐阜労働局	市岡 雄志 総務課長

3 県

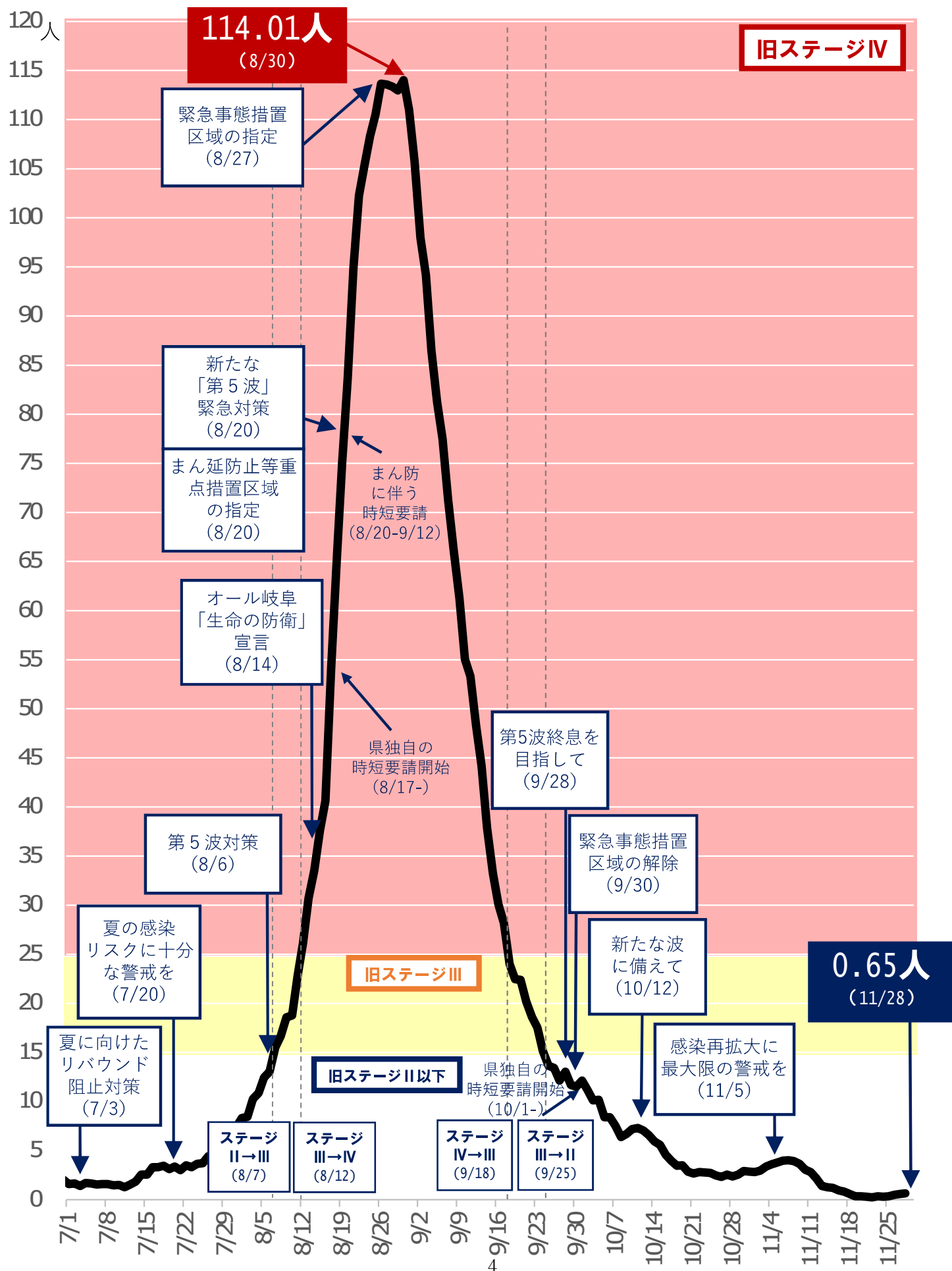
	氏名		氏名
知事	古田 肇	子ども・女性局長	安江 真美
議長	佐藤 武彦	商工労働部長	崎浦 良典
厚生環境委員会委員長	高殿 尚	観光国際局長	矢本 哲也
副知事	平木 省	農政部長	長尾 安博
副知事	河合 孝憲	林政部長	高井 峰好
教育長	堀 貴雄	県土整備部長	船坂 徳彦
警察本部長	加藤 伸宏	都市建築部長	大野 真義
秘書広報統括監	尾鼻 智	都市公園整備局長	湯澤 将憲
総務部長	横山 玄	会計管理者	西垣 功朗
清流の国推進部長	丸山 淳	議会事務局長	服部 敬
危機管理部長	渡辺 正信	人事委員会事務局長	村田 嘉子
環境生活部長	内木 禎	監査委員事務局長	三田村 俊史
県民文化局長	市橋 貴仁	労働委員会事務局長	樋口 博久
健康福祉部長	堀 裕行	健康福祉部次長	籠橋 智基

岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会(第34回) 対策本部本部員会議(第46回) 配席図

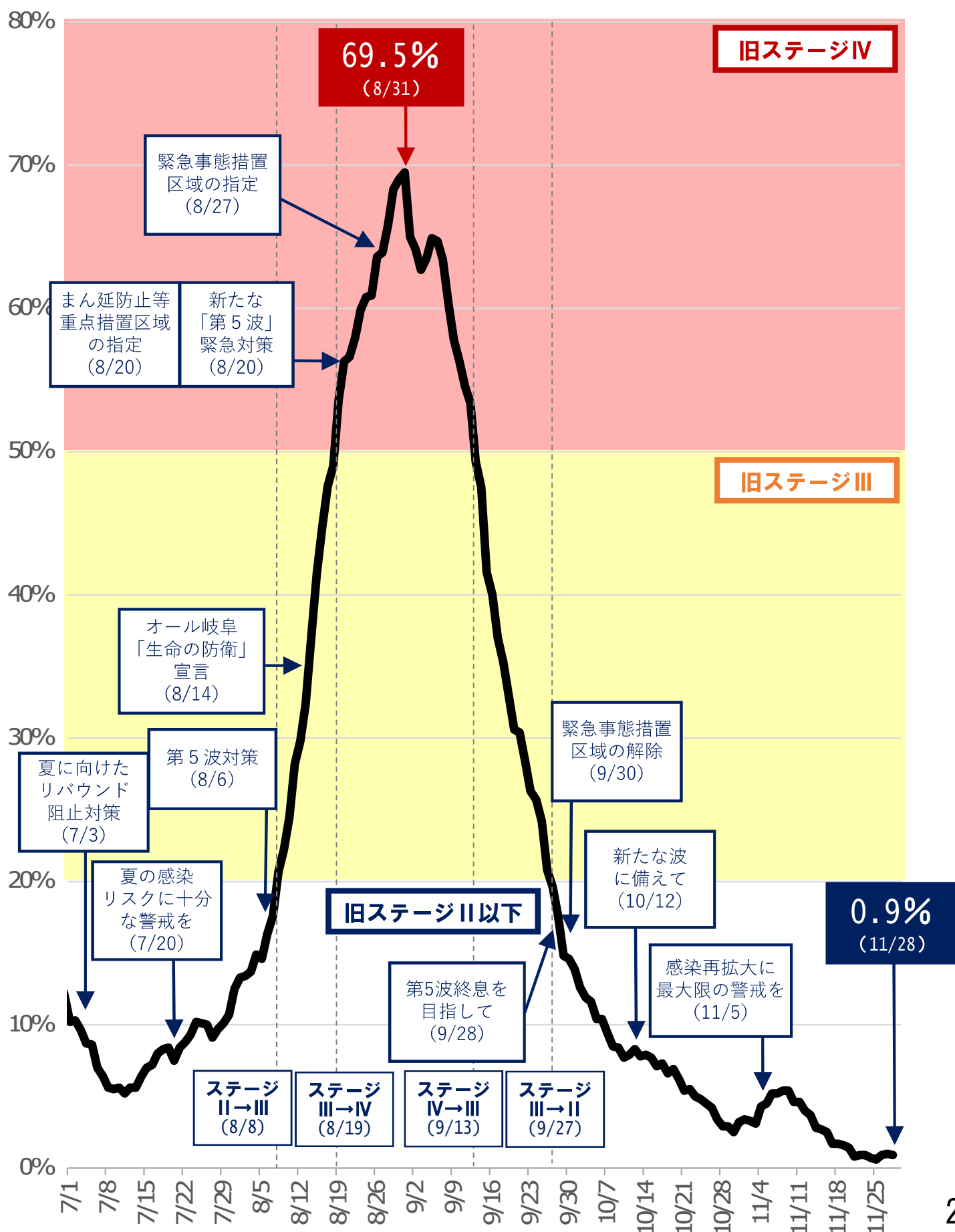
令和3年11月29日(月)13:00～
4階特別会議室



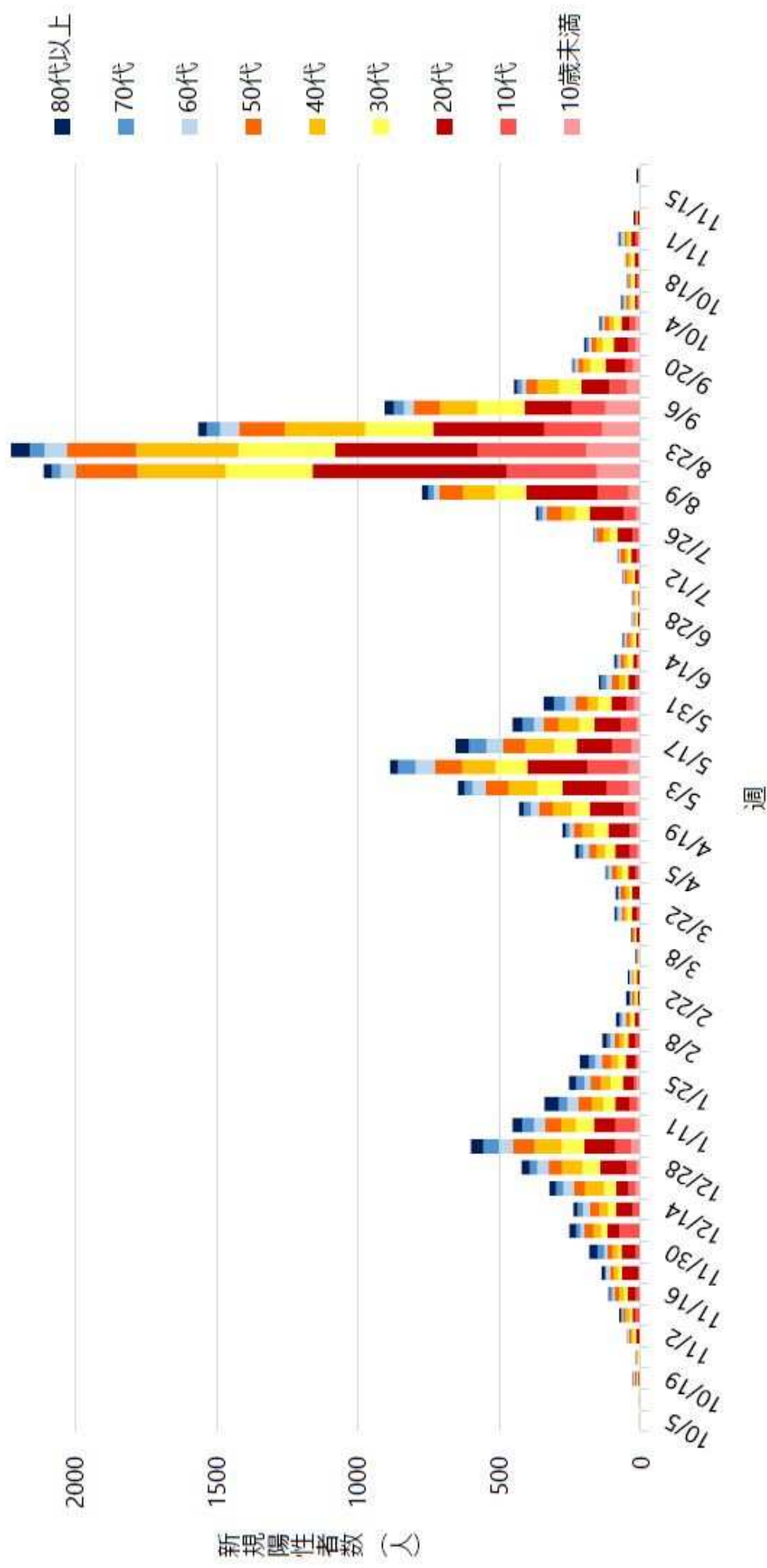
県の10万人あたり新規陽性者数 (7日間移動合計)の推移と県の対策



県の病床使用率の推移と対策



週別・年代別・新規陽性者数推移



市町村別の感染状況（11月28日公表分まで）

市町村	人口	陽性者数					
		累計	11/1以降 (11/1～11/28)	直近一週間（11/22～11/28）			
					順位	人口10万対	順位
岐阜市	401,342人	4,569人	30人	0人		0.00	
大垣市	158,918人	1,716人	2人	0人		0.00	
高山市	86,039人	342人	2人	0人		0.00	
多治見市	107,354人	984人	4人	0人		0.00	
関市	86,553人	639人	1人	0人		0.00	
中津川市	76,284人	525人	27人	12人	1	15.73	1
美濃市	19,519人	152人	0人	0人		0.00	
瑞浪市	37,137人	290人	4人	0人		0.00	
羽島市	66,527人	529人	3人	0人		0.00	
恵那市	48,642人	247人	19人	0人		0.00	
美濃加茂市	56,876人	983人	8人	0人		0.00	
土岐市	55,942人	580人	5人	0人		0.00	
各務原市	144,193人	1,452人	10人	1人	2	0.69	2
可児市	100,130人	1,462人	0人	0人		0.00	
山県市	25,780人	204人	0人	0人		0.00	
瑞穂市	55,827人	679人	0人	0人		0.00	
飛騨市	22,936人	40人	0人	0人		0.00	
本巣市	33,006人	275人	0人	0人		0.00	
郡上市	39,451人	121人	0人	0人		0.00	
下呂市	31,205人	95人	0人	0人		0.00	
海津市	33,068人	235人	0人	0人		0.00	
岐南町	25,568人	317人	0人	0人		0.00	
笠松町	22,462人	280人	0人	0人		0.00	
養老町	27,069人	230人	1人	0人		0.00	
垂井町	26,792人	183人	1人	0人		0.00	
関ヶ原町	6,831人	48人	0人	0人		0.00	
神戸町	18,765人	155人	0人	0人		0.00	
輪之内町	9,722人	61人	1人	0人		0.00	
安八町	14,505人	142人	0人	0人		0.00	
揖斐川町	19,875人	110人	0人	0人		0.00	
大野町	22,601人	114人	1人	0人		0.00	
池田町	23,503人	114人	0人	0人		0.00	
北方町	18,260人	215人	1人	0人		0.00	
坂祝町	8,329人	97人	1人	0人		0.00	
富加町	5,613人	27人	0人	0人		0.00	
川辺町	9,906人	85人	0人	0人		0.00	
七宗町	3,448人	20人	0人	0人		0.00	
八百津町	10,286人	115人	0人	0人		0.00	
白川町	7,499人	28人	0人	0人		0.00	
東白川村	2,032人	9人	0人	0人		0.00	
御嵩町	17,616人	146人	1人	0人		0.00	
白川村	1,520人	2人	0人	0人		0.00	
県外その他		295人	2人	0人			
岐阜県 計	1,988,931人	18,912人	124人	13人		0.65	

新型コロナウイルス感染症対策（案） ～感染拡大防止と社会経済活動の両立～

令和3年11月29日決定
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部
実施期間：令和3年12月1日から

【感染状況】

全国、本県ともに、現在の感染レベルは今年最も落ち着いた状況と言えます。
これは、発症予防効果の高いワクチン接種が進んだことに加え、マスク着用をはじめとする基本的な感染防止対策が徹底された結果と受け止めています。

改めて、これまでの県民、事業者の皆様のご協力に深く感謝申し上げます。

一方で、南アフリカなどで確認された新たな変異株「オミクロン株」をWHOが「懸念される変異株」に指定するなど、引き続き、状況を注視しつつ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る必要があります。

【感染防止対策の継続・強化】

県民の皆様におかれては、引き続き、ワクチン接種済の方を含めて、「**基本的な感染防止対策**（マスク着用、手洗い、三密回避、こまめな換気、体調不良時の行動ストップ）」を油断なく継続していただくようお願いします。

県としても、「**自宅療養者ゼロ**」の堅持に向けて、感染拡大の予兆を捉える「**新たな基準指標の設定**」のほか、「**医療提供体制の強化**」、「**ワクチン追加接種の推進**」及び「**外国人県民対策**」など、第6波に向けた備えを緩みなく進めてまいります。

【社会経済活動の再開支援】

同時に、長引くコロナ禍で影響を受けた県内経済・生活に対し、海外からの部品供給不足に対応する県内生産への切替え補助や生計維持が困難な方への貸付申請期限の延長といった支援を進めてまいります。

併せて、感染リスクを引き下げながら社会経済活動の継続を可能とするため、イベント開催制限の見直し、学校等の感染防止対策、飲食等における「ワクチン・検査パッケージ」を進めます。

今後、年末年始という人流が活発化する時期を迎えます。これまで通り「オール岐阜」体制で上記の取組みを徹底し、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ってまいります。

引き続きのご協力をお願いいたします。

対策の概要

I. 感染防止対策の継続・強化

1 新たな基準指標の設定

- ・新規感染者数などを基に、「新たなレベル分類」に対応した感染拡大の予兆を捉える新たな基準指標を設定

2 医療提供体制の強化

(1) 病床、宿泊療養施設、臨時医療施設の確保状況

- ・合計で最大 2,627 床（第 5 波ピーク時から 37%増）を確保済み

(2) 宿泊療養施設、臨時医療施設のさらなる拡充

- ・臨時医療施設や宿泊療養施設として木沢記念病院（病院移転後）を活用
最大で 2,783 床（第 5 波ピーク時から 45%増）を確保見込み

(3) 外来や宿泊療養施設における新たな治療薬の活用

- ・中和抗体薬、経口薬を外来や宿泊療養施設で投与できる体制を構築

3 ワクチン追加接種の推進

- ・「オール岐阜体制」によるワクチン追加接種（3回目）を12月より開始

4 外国人県民対策

- ・ワクチン接種の推進、情報発信の強化、入国制限への対応

II. 社会経済活動の再開支援

1 経済・生活支援対策

(1) 経済対策

(2) 生活支援

2 イベント・教育・飲食等

(1) イベントの開催制限の見直し(11月25日より適用)

(2) 学校等の感染防止対策

- ・部活動、課外活動、学生寮における対策、飲み会等への注意喚起

(3) 飲食等における「ワクチン・検査パッケージ」

- ・適用を希望する飲食店、イベント主催者、カラオケ店及び観光関連事業者（旅行業、宿泊業）の登録を開始
- ・ワクチン接種できない方が無料で検査を受けられる環境を整備

対策一覧

I. 感染防止対策の継続・強化

1 新たな基準指標の設定

(1) 総合判断の考え方

- 国が示した感染状況に関する「新たなレベル分類の考え方」を踏まえ、感染拡大の予兆や各レベルで必要な対策を機動的に講じるタイミングを各都道府県が判断する必要がある。
そのため、以下の指標に着眼し、さらに1週間単位の動向、感染の県内及び近隣の地域的分布状況、検査体制の状況等を勘案して総合的に判断する。

(2) 定量に用いる指標（県の基準指標の見直し）

【1段階目】警戒を強化すべきレベルに達しているか（レベル1→2相当）

	新たな県指標	これまでの国の目安 (ステージⅡ→Ⅲ)
新規陽性者数（10万対、7日間移動合計）	15人	15人
病床使用率	15%	20%
重症者数	3人	—
陽性率（7日間移動平均）	5%	5%

【2段階目】対策を強化すべきレベルに達しているか（レベル2→3相当）

	新たな県指標	これまでの国の目安 (ステージⅢ→Ⅳ)
新規陽性者数（10万対、7日間移動合計）	25人	25人
病床使用率	30%	50%
重症者数	5人	—
陽性率（7日間移動平均）	7%	10%

【3段階目】避けたいレベルに達しているか（レベル3→4相当）

	新たな県指標
新規陽性者数（10万対、7日間移動合計）	50人
病床使用率	50%
重症者数	15人
陽性率（7日間移動平均）	10%

2 医療提供体制の強化

(1) 病床、宿泊療養施設、臨時医療施設の確保状況

- ・ 病床 882 床、宿泊療養施設 1,705 床、臨時医療施設 20 床（最大 40 床）、合計で最大 2,627 床（第 5 波ピーク時の 1,914 床から 37%増）を確保済み。

(2) 宿泊療養施設、臨時医療施設のさらなる拡充

- ・ 新病院に移転後の木沢記念病院施設を、臨時医療施設や宿泊療養施設として活用。合計で最大 2,783 床（第 5 波ピーク時から 45%増）を確保見込。

		～8/31	9/1～10/28	10/29～	R4.1 末
病床		783	859	882	882
宿泊療養施設	岐阜・中濃・西濃	940	1,183	1,183	1,297
	東濃	135	327	327	327
	飛騨	56	195	195	195
	計	1,131	1,705	1,705	1,819
臨時医療施設		—	20 最大 40	20 最大 40	40 最大 82
合計		1,914 床	2,584 床 最大 2,604 床	2,607 床 最大 2,627 床	2,741 床 最大 2,783 床

(3) 外来や宿泊療養施設における新たな治療薬の活用

- ・ 中和抗体薬、経口薬について、これまでの入院での投与に加えて、外来や宿泊療養施設への往診まで様々な場面で投与できる体制を構築。

(4) 非常時入院調整システム

- ・ 病床がひっ迫し、本来入院すべき患者が入院できない状況となった場合に救急医療を専門とする医師（「メディカルコントロール医師」を指名）が患者の入院調整を行う「非常時入院調整システム」を構築。

(5) 「自宅療養者ゼロ」の堅持

万が一、自宅療養を余儀なくされる場合への備え

- ・ 協力医療機関の追加確保、市町村との連携強化、オンライン入力等による健康観察業務の効率化。
- ・ 自宅療養者の生活支援及び救急搬送に備え、市町村に対し、自宅療養者情報を提供。

(6) インフルエンザとの同時流行への備え

- ・ インフルエンザと新型コロナウイルス両方の診療・検査を行う医療機関を 681 箇所指定し、インフルエンザ流行期に備えた診療体制を整備。

3 ワクチン追加接種の推進

※別添参考資料 1

これまで、オール岐阜体制でワクチン接種を進め、目標としてきた「10月から11月の早い段階までの全ての希望者への確実な接種」は概ね達成。
また、全ての世代区分で国が示した「理想的な接種率」を上回っている。

(1) 追加接種（3回目）の推進

- 市町村接種（集団接種・個別接種）を基本とし、企業・大学等による職域接種、必要に応じた県による大規模接種、のベストミックスにより、追加接種を推進。

開始時期：令和3年12月1日（水）

接種対象：2回接種完了者のうち、18歳以上の方

接種間隔：2回目接種から、原則8か月以上

接種順位：①医療従事者等（R3.12月～）

②65歳以上及び高齢者施設従事者（R4.1月頃～）

③基礎疾患のある方及び社会福祉施設従事者（R4.3月頃～）

④一般県民（R4.3月頃～）

ワクチン：mRNAワクチン（ファイザー社製、モデルナ社製）

※当面は、薬事承認を取得したファイザー社製のみ

接種券：各市町村から順次、接種対象者に対して発送

- 2回目接種から8か月が過ぎた住民に対し速やかな追加接種を実施。
その際、希望するワクチンの不足など、もう一方のワクチンを使用する必要がある場合には、その有効性や副反応など正確な情報を提供。
- ただし、感染拡大の防止を図る観点から、医療機関等（医療機関、高齢者施設等）においてクラスターが発生した場合など特に必要と認められる場合には、事前に国と相談の上、6か月以上経過した者に接種。

(2) 未接種の方への接種機会の確保

- 今後、接種対象となる12歳を迎える方、新たに初回接種を希望する方などワクチン未接種の方に対しても接種機会の提供を継続。
- 小児（5～11歳）に対する接種の取扱いについては、今後国から示される方針に基づき適切に対処。

(3) 正確な情報の発信

- 追加接種の必要性や有効性、副反応等に係る正確な情報を、ホームページ、新聞、SNSなど様々な媒体を活用し、きめ細やかに発信。

(4) ワクチンの供給

- 追加接種及び未接種の方への接種を迅速かつ円滑に実施できるよう、国に対して、必要ワクチン量の確実な配分及び明確な配送スケジュールの提示を要請。

4 外国人県民対策

(1) ワクチン接種の推進

- ・ 外国人県民集住市における1回目の接種率が約8割となった外国人県民のワクチン接種について、2回目の接種を確実に実施するとともに、3回目接種を推進。

(2) 外国人県民に対する感染防止対策

- ・ 名古屋出入国在留管理局、在名古屋総領事館（フィリピン、ブラジル）及び岐阜県国際交流センターとも連携した、フェイスブックなどSNSを活用した情報発信。
- ・ コミュニティ（現在把握数172）との連携強化によるキーパーソン等を通じた分かりやすい情報発信。
- ・ 経済団体や技能実習監理団体等と連携し、外国人雇用企業に対して、外国人労働者との直接的なコミュニケーション確保を働きかけ。
- ・ 県・市町村の翻訳担当者による情報交換会や事例研究会を実施。

(3) 入国制限について

- ・ 水際対策の徹底を前提とした上で、技能実習生や留学生の入国枠の設定検討を国に要望。
- ・ 有効と認めるワクチンとして、ジョンソン・エンド・ジョンソン社製の早期追加に加え、その他のワクチンも引き続き検討するよう国に要望。
- ・ 受入責任者（企業等）への支援として、入国後に待機宿泊するためのホテル宿泊料等について、市町村との協調補助を検討。

〔 岐阜市の取り組み例：市内に事業所を有する企業等に対し、
指定ホテル宿泊料金の半額を支援。 〕

Ⅱ. 社会経済活動の再開支援

1 経済・生活支援対策

ワクチン接種、検査・医療提供体制の強化が進み、行動制限を緩和する中、長引くコロナ禍で影響を受けた経済・生活に対する支援として、以下の取組みを実施。

(1) 経済対策

(単位：千円)

- サプライチェーン対策のための生産設備導入支援 755,000
海外からの部品の供給不足に対応するため、県内での生産に切り替えるための生産設備の導入補助金について対象を拡充し、追加募集。
- ソフトピアジャパンにおけるスタートアップ支援の充実 6,000
セミナーやワークショップの開催を通じ、ソフトピアジャパン入居企業等の交流を促進し、新事業やビジネスマッチング機会を創出。
- 県産品の販路開拓促進 30,000
首都圏の集客施設において、EC（電子商取引）サイトと連動した県産品の展示販売会を開催。
- 観光協会等の誘客プロモーション支援 50,000
アフターコロナにおける観光需要の回復に向けて、地域の観光協会等が実施する誘客プロモーション等の取組みを支援。
- インバウンドの早期回復に向けたプロモーション等の展開 30,000
コロナ禍以前に本県への訪問実績が豊富なアジア市場をターゲットにした旅行商品の造成やプロモーションを展開。
- 県内企業への転職・副業の促進 15,000
地方回帰の機運を捉え、本県への転職等を集中的に促進するための転職・副業フェアを開催。
- 県営都市公園の感染対策・イベント開催 250,000
これまで自粛を余儀なくされた県営都市公園における誘客促進のためのイベントや、密を回避した園内利用の促進に向けた環境整備を実施。

○県内旅行割引キャンペーンの継続実施

県民向け県内旅行割引キャンペーンを継続し、【第3弾】として12月1日～31日まで実施。また、1月以降、感染状況を踏まえ、隣接県への対象拡大も検討。

○事業復活支援金

中堅・中小・小規模事業者(上限250万円)、個人事業主(上限50万円)に対して、来年3月までの事業継続のため事業規模に応じた給付金を支給。

○雇用調整助成金の延長

雇用調整助成金の特例措置等は、特に状況が厳しい企業等に配慮しつつ、令和4年3月まで延長。

○Go To イートの延長

本県におけるGo To イート食事券の販売期限を令和4年1月15日まで、利用期限を同2月15日まで延長。

(2) 生活支援

○子育て世代、住民税非課税世帯、学生に対する給付金

子育て世帯(所得制限あり)、住民税非課税世帯、厳しい状況にある学生に対して10万円相当の給付金等を支給。

○マイナポイント第2弾

マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント(1人当たり最大2万円相当)を付与。

○緊急小口資金等の期間延長

緊急小口資金等の申請期限を来年3月末まで延長するとともに、来年3月末までの特例貸付の据置期間を来年12月末まで延長。

2 イベント・教育・飲食等

(1) イベントの開催制限の見直し

※別添参考資料2

- ・ 感染防止安全計画を策定し県の確認を受けたイベントの収容人数の上限を緩和。(11月25日より適用)

(2) 学校等の感染防止対策

- ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえて対応。
- ・ 大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応。
- ・ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起を徹底。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底。
- ・ 大学入試、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受検機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施。

(3) 飲食等における「ワクチン・検査パッケージ」

※別添参考資料3

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において、飲食店、イベント主催者、カラオケ店等が、利用者の「ワクチン接種歴」又は「検査結果の陰性」を確認することにより、様々な行動制限を緩和するもの。

ただし、観光については、令和4年1月以降平時においても適用。

①飲食店等の事業者の登録

- ・ 「ワクチン・検査パッケージの適用」を受けようとする飲食店、イベント主催者、カラオケ店及び観光関連事業者（旅行業、宿泊業）の登録を実施。（イベントは11月25日～。飲食・カラオケは12月上旬、観光関連は12月中に開始予定。）

②無料の検査環境の整備

- ・ 健康上の理由や年齢制限によりワクチン接種を受けられない方が、「ワクチン・検査パッケージ」で必要となる検査を無料で受けられる環境を県内各地で整備。(12月下旬から検査受付開始予定)

③飲食店における第三者認証制度の徹底

- ・ 第三者認証店舗に対する見回り調査を継続し、飲食店における対策を徹底(①アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、②手指消毒の徹底、③食事中以外のマスク着用推奨、④換気の徹底)。また、遵守状況に応じ認証を取り消し。
- ・ 空気中の二酸化炭素濃度を測定し、換気の日安として活用するためのCO₂センサーの購入を支援。(申請期限：令和4年1月14日)

令和3年11月29日

新型コロナワクチン追加接種（3回目）の当面の方針について

岐阜県新型コロナウイルス
ワクチン供給調整本部

新型コロナワクチンには一定の感染予防効果があると考えられているが、感染予防効果は発症予防効果、重症化予防効果と比較して早期に低下すること、また、高齢者においては重症化予防効果についても経時的に減少する可能性を示唆する報告があること等を踏まえ、初回接種希望者への接種機会の提供を継続するとともに、追加接種の対象者に対し、確実に接種を推進する。

なお、県内における対象者は150万人程度と見込まれる。【別紙】

1. 追加接種の実施に向けて

（1）基本事項

（開始時期）

- 令和3年12月1日（水）

（対象者）

- 新型コロナワクチンを2回接種した者のうち、18歳以上の者全員を接種対象とする。

なお、12歳以上18歳未満の者に対する追加接種の取扱いについては、今後国から示される方針に基づき適切に対処する。

（接種間隔）

- 2回目接種完了から、原則8か月以上とする。
- ただし、感染拡大の防止を図る観点から、医療機関等（医療機関、高齢者施設等）においてクラスターが発生した場合など特に必要と認められる場合には、事前に国と相談の上、6か月以上経過した者に接種することができる。

(接種順位)

- (1)医療従事者等(※)、(2)65歳以上の高齢者及び高齢者施設の従事者、(3)基礎疾患を有する者及び社会福祉施設の従事者、(4)一般県民の順に接種を推進する。

※医療従事者等：新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。）に頻繁に接する機会のある医師、歯科医師、看護師、薬剤師、その他事務職員、保健所職員及び患者の搬送に携わる救急隊員 など¹

<接種開始時期>

(1)医療従事者等	令和3年12月1日
(2)65歳以上の高齢者及び 高齢者施設の従事者	令和4年 1月頃
(3)基礎疾患を有する者及び 社会福祉施設の従事者	令和4年 3月頃
(4)一般県民	

- 一般県民への接種に当たっては、県の「今後のワクチン接種の優先順位及び供給方針について」（令和3年6月8日決定）に則り、地域の実情に応じて優先接種の対象とした、教職員、幼稚園教諭、保育士、外国人県民などから順に接種を行うことを基本とする。

(接種体制)

基本方針

市町村接種（集団接種、個別接種）を基本とし、企業、大学等による職域接種、必要に応じた県による大規模接種、のベストミックスにより、円滑かつ迅速な追加接種を推進する。

<市町村接種>

- 予防接種法上の実施主体は市町村であり、追加接種における体制も、市町村接種（集団接種、個別接種）を基本とする。

ただし、医療従事者等のうち、予め県に自院接種を行う旨回答した病院等に勤務する職員等は当該病院等で接種する。

¹ 医療従事者等の範囲の詳細は、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（5版）」（18-20頁）参照。

- 令和3年11月16日付け厚生労働省事務連絡に基づき、武田／モデルナ社ワクチンが薬事承認を取得することを見込み、市町村においては、県と十分連携の上、集団接種会場の設置や、現在設置している集団接種会場で武田／モデルナ社ワクチンを接種できるようにするなど、接種体制の確保に積極的に取り組む。

また、武田／モデルナ社ワクチンについても、ファイザー社ワクチンと同様に小分け移送が可能となることから、武田／モデルナ社ワクチンでも個別接種が実施できるよう実施体制並びに実施医療機関等を確保する。

- 長期入院患者、高齢者施設等の入所者に対する接種については、医療機関、高齢者施設等が所在する市町村が当該施設と連携し行うとともに、接種希望者が確実に接種を受けられるよう、接種体制を構築する。

また、クラスター発生防止の観点から、高齢者施設等の従事者に対する接種についても併せて推進する。

<職域接種>

- 企業、大学、団体など職域による追加接種については、国の「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」（令和3年11月12日決定）に則り、市町村の負担を軽減するため、初回接種を実施した企業、大学等から、職域接種の希望を募り、令和4年3月を目途に追加接種を開始する。

なお、実施に向けての手続き・運用等については、今後国から示される方針に基づき適切に対処する。

<県大規模接種>

- 市町村接種の状況を踏まえ、市町村支援の観点から必要があると認められる場合には、医療関係団体と協議の上、県大規模接種会場の設置について検討する。
- 県大規模接種会場の設置に備え、岐阜圏域の会場（岐阜産業会館）においては、医療法に基づく診療所の開設は継続するとともに、他4圏域についても、会場候補地の選定作業を進める。

(使用するワクチン)

- 初回接種に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNAワクチン（ファイザー社ワクチン又は武田／モデルナ社ワクチン）を用いる。²
- ただし、当面は、薬事承認されているファイザー社ワクチンを使用することとし、武田／モデルナ社ワクチンを使用することに関しては、今後の薬事承認等の状況を踏まえ、適切に対処する。
- 県及び市町村は、2回目接種から8か月が過ぎた住民に対して、速やかな追加接種を実施する。その際、希望する種類のワクチンが不足するなど、もう一方のワクチンを使用する必要がある場合には、市町村、医療機関は接種希望者に対し、もう一方のワクチンを使用した場合の有効性や副反応など正確な情報を提供する。

(2) 接種券等(※)の発送 ※接種券等：接種券一体型予診票、接種済証、案内文書など

- 令和3年10月20日付け厚生労働省事務連絡に基づき、接種対象者が2回目接種から概ね8か月以上³経過した際に接種を開始できるよう、VRS又は予防接種台帳から対象者を抽出し、接種券等の印刷及び封入、封緘を行う。
その際、VRSへの登録遅れにより、抽出から漏れる場合もあり得ることから、抽出の都度、当該事案に該当する者の有無を確認するなど、抽出漏れの防止に留意すること。
- 接種券等については、2回目接種から一定期間経過した複数の対象者に対して順次まとめて送付することから、一定期間ごとにデータ抽出の基準日を設定し、段階的に印刷する。
- 接種券等の発送頻度、発送方法については、市町村における接種対象者の人数や接種体制等に応じて、柔軟に対処することを妨げない。
- VRSへの登録遅れや入力誤り、転居等により、接種券が発行されなかった者や接種券を紛失した者等が、漏れなく接種券の発行申請の必要性を認識できるよう、市町村は住民に対し、接種券発送スケジュール等について十分な周知を行うこと。

² 職域接種においては、初回接種同様、武田／モデルナ社ワクチンの使用が予定されている。

³ 事前に国と相談の上、市町村の判断により2回目接種完了後6か月以上後に接種することができるとされた者については、6か月以上。

(3) 留意事項

(間違い接種の防止)

- 使用済み注射器の再使用やファイザー社ワクチンの再希釈など、初回接種において指摘された注意事項の遵守はもとより、追加接種においては、武田／モデルナ社ワクチンの用量が初回接種と異なる予定であることから、初回接種の対象者とは接種日時や接種会場を明確に分けるなど、間違い接種の防止に努める。
- 1つの接種会場（医療機関）で複数種類のワクチンを取り扱う場合には、種類が異なるワクチンを混同しないよう、ワクチンごとに接種日時や接種場所、保管容器などについて明確に区分した管理を行う。

(残余ワクチンの廃棄防止)

- 市町村は、残余ワクチンが発生しないよう計画的な予約管理の徹底について配慮するとともに、当日のキャンセル等に備え、キャンセル待ちリストの作成など、残余ワクチンの廃棄防止措置を講じる。

(正確な情報発信)

- 接種希望者が追加接種の効果とリスク双方を正しく理解した上で、自らの意思で接種を受けていただけるよう、県及び市町村は、国からの情報に基づき、追加接種の必要性や有効性、副反応などについて、ホームページ、新聞、テレビ、ラジオ、SNSなど様々な媒体を活用し、正確な情報の丁寧な説明に努める。

特に、若者や外国人県民に対しては、伝えるべき情報が確実に届くよう、SNSやコミュニティの活用など特性に応じた効果的な広報を実施する。

- 令和4年2月～3月供給分として本県に配分されるワクチンのうち、45%を武田／モデルナ社ワクチンが占めることを踏まえ、国に対して同社ワクチンの交接種に係る最新情報を明らかにした上で、正確かつ分かりやすい情報発信を求める。

県及び市町村は国の情報に基づき、交接種の有効性、副反応など正確な情報の丁寧な説明に努める。

2. 県・市町村の役割

県：接種に係る広域調整や進捗管理等の市町村支援、ワクチンの供給調整、専門的相談体制の確保 等

市町村：接種体制の確保、接種券等の印刷・発送 等

	県	市町村
接種会場・人材確保	・市町村接種計画の策定支援 ・進捗のフォローアップ	・接種計画の策定 ・個別、集団接種会場の確保 ・医療従事者の確保
接種会場へのワクチン供給	・接種対象者、国からの配分量を踏まえ、市町村毎のワクチン配分量を決定	・接種会場毎の必要ワクチン量の決定
接種券の発送 予約受付 ワクチン接種	・接種券の発送状況のフォローアップ	・VRSから対象者を抽出の上、適切なタイミングで接種券印刷、順次発送 ・接種会場と調整の上、予約を受付、ワクチン接種を実施

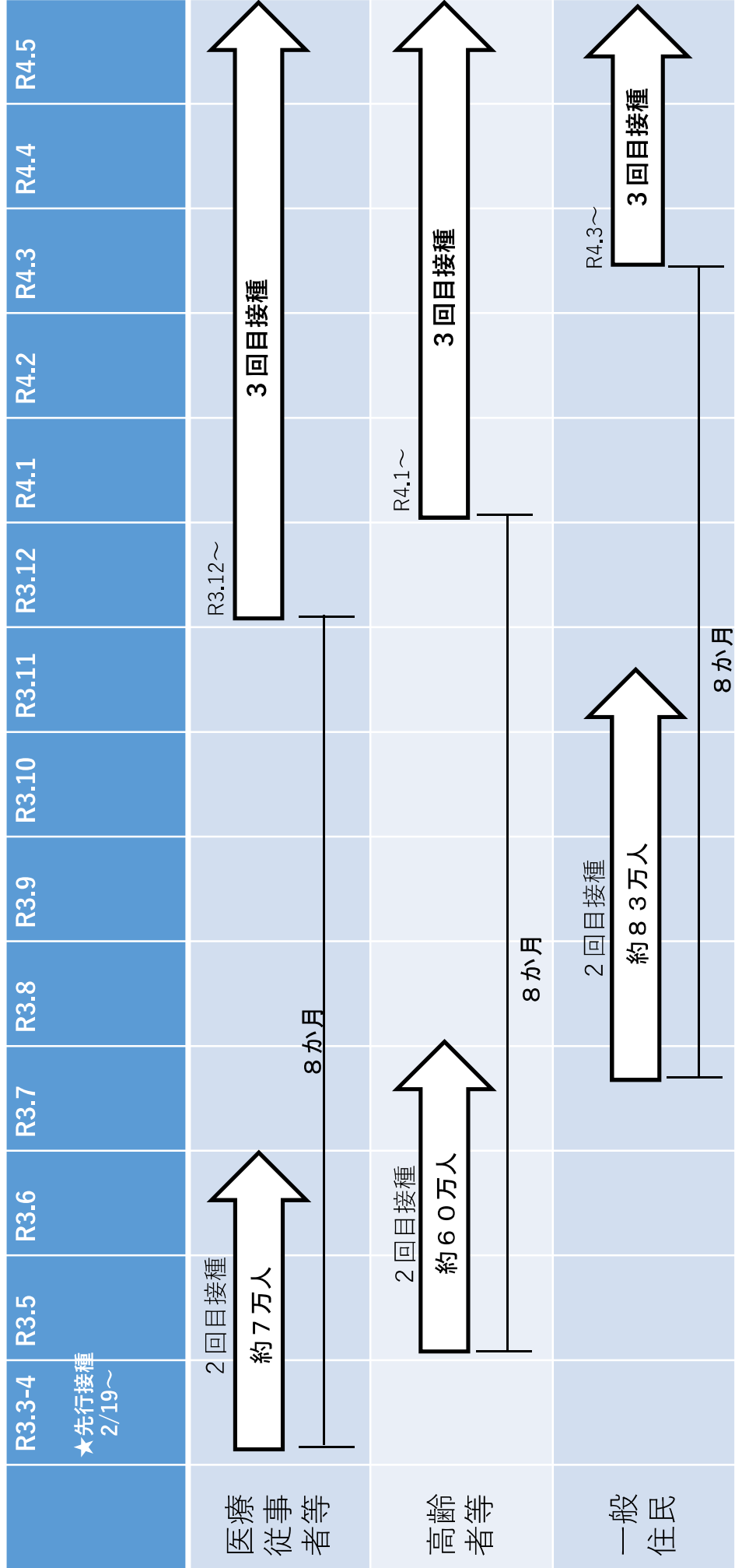
3. ワクチン未接種者への対応

- 今後１２歳を迎える者、新たに初回接種を希望する者などワクチン未接種者に対しても接種機会の提供を継続する。
なお、５歳以上１１歳以下の者に対する接種の取扱いについては、今後国から示される方針に基づき適切に対処する。
- 接種体制は、市町村接種（集団接種、個別接種）を基本とする。
- 使用するワクチンは、ファイザー社ワクチン又は武田／モデルナ社ワクチンとする。

4. ワクチン供給量の決定

- 県は、国からの配分量、市町村における接種対象者数、追加接種の進捗状況、未接種者の新規需要の状況、残余のワクチン量等を考慮しながら、市町村への供給量を決定する。
- また、追加接種及び未接種者への接種を迅速かつ円滑に実施できるよう、市町村間の融通について柔軟に対応するとともに、国に対して、必要ワクチン量の確実な配分及び明確なスケジュールの提示を求める。

接種時期のイメージ



感染状況に応じたイベント開催制限等について

		安全計画策定（注1）	その他 (安全計画を策定しないイベント)
下記以外の 区域	人数上限(注3)	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%のいずれ か大きい方
	収容率(注3)	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%
	時短	原則要請なし（注4）	原則要請なし（注4）
重点措置 地域	人数上限(注3)	20,000人 (ワクチン・検査パッケージ制度の 適用により、収容定員まで追加可)	5,000人
	収容率(注3)	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態 措置区域	時短	原則要請なし（注4）	原則要請なし（注4）
	人数上限(注3)	10,000人 (ワクチン・検査パッケージ制度の 適用により、収容定員まで追加可)	5,000人
	収容率(注3)	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%

※遊園地など集客施設等については、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用する。

(注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）

(注2) 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

(注3) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

(注4) 都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

「ワクチン・検査パッケージ制度」について

○制度の趣旨

- ・感染対策と日常生活の回復の両立に向け、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等においても、各分野における行動制限の緩和が可能。
- ※ただし、観光については、令和4年1月以降平時においても適用。
- ・飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者・入場者等のワクチン接種歴又は検査結果の陰性を確認することが必要。

○適用範囲

飲食：人数制限（一卓5人以上の会食回避の要請）を緩和し制限なしとする。

- ・第三者認証制度店舗に限る。
- ・適用を希望する店舗は都道府県に事前に登録。

イベント：イベントの収容人数の上限を緩和し、収容定員までとする。

- ・感染防止安全計画の策定、都道府県の確認が要件。

移動：不要不急の都道府県をまたぐ人の移動の自粛を要請しない。

カラオケ：収容率50%を上限にカラオケ設備を提供可（緊急事態宣言時のみ）。

観光：観光庁施策（県民割、GoToトラベル事業）への参加が可能

- ・旅行業者及び宿泊事業者が観光庁施策としてツアー及び宿泊サービスを提供する場合（※12月31日宿泊分までの県内旅行を除く）
- ・適用を希望する事業者は都道府県等に事前に登録。

○ワクチン接種歴・検査結果の確認方法

ワクチン接種歴

- ・予防接種済証等により、利用者の2回接種の完了等を確認。
- ・国が12月中に接種証明を電子化するサービスを開始予定。

検査

- ・結果通知書により、検査結果が陰性であることを確認。
- ・PCR検査等は検体採取日より3日以内、抗原定性検査は検査日より1日以内の結果が有効。
- ・都道府県において、健康上の理由によりワクチン接種を受けられない者、12歳未満の子供に対する検査を無料とする体制を整備。

飲食	現状	緩和の内容(案)	
	認証店	認証店	非認証店
下記以外の区域 感染拡大の傾向が見られる場合	【平時】原則として時短要請なし・酒提供可・人数制限あり ※9月末に緊急事態措置区域から除外された都道府県については、1か月までを自途に段階的に緩和することとしており、都道府県知事の判断により以下の「感染拡大の傾向が見られる場合」の対応を基本として要請	【平時】原則として時短要請なし・酒提供可・人数制限なし	
まん延防止等重点措置地域	都道府県知事の判断により、以下の抑制策を実施。 21時までの時短要請 協力金：2.5～7.5万円/日 20時までの時短要請 協力金：2.5～7.5万円/日 ①20時までの時短要請・酒類禁止 協力金：3～10万円/日 感染が下降傾向にある場合、知事の判断により、 ②20時までの時短要請・19時半まで酒提供可 協力金：3～10万円/日 ただし、第三者認証制度の普及状況、地域の感染状況等を踏まえた知事の判断により、以下も選択可 ③21時までの時短要請・酒提供可(20時まで) 協力金：2.5～7.5万円/日 20時までの時短要請・酒類禁止 協力金：3～10万円/日	都道府県知事の判断により、以下を基本として要請 時短要請なし・酒提供可 協力金：なし 20時までの時短要請・酒提供可 協力金：あり	5人以上の会食回避を要請・呼びかけ。
緊急事態措置区域	20時までの時短要請・酒類禁止 (酒提供店は休業) 協力金：3～10万円/日	① 重点措置の②に同じ 又は ② 20時までの時短要請・酒類禁止 (酒提供店は休業) 協力金：あり	20時までの時短要請・酒類禁止 協力金：あり ただし、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、人数上限なし。 2

イベント	収容率			人数上限			時短		
	その他	重点	緊急	その他	重点	緊急	その他	重点	緊急
現状	大声あり 50% 大声なし 100%	50%		5,000人 又は 収容定員 50% のいずれ か大きい 方	5,000人	5,000人	なし	なし(注2)	21時
緩和の 内容 (案)	大声あり 50% 大声なし 100%	20,000人 ワクチン・検査 パッケージ制度の適用 により、収容定員まで 追加可	20,000人 ワクチン・検査 パッケージ制度の適用 により、収容定員まで 追加可	収容定員 まで	【感染防止安全計画策定(注1)】			なし(注2)	なし(注2)
					【感染防止安全計画を策定しない場合】 現状と同じ				

※遊園地などについては、従前通り、緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用する。

(注1) 5,000人超のイベントに適用。「大声なし」が前提。

(注2) 都道府県知事の判断により要請を行うこともあり得る。

移動		現 状	緩和の内容(案)
下記以外 の区域	県をまたぐ 移動	• 基本的な感染防止策を徹底する	(現状と同じ)
まん延防止 等重点措置 地域	外出	• 日中も含めた不要不急の外出・移動自粛。 • 混雑した場所等への外出半減。 • 少人数で、混雑を避けて行動。	外出：混雑した場所や感染リスクの高い場所を訪れる場合を除き、<u>ワクチン接種の有無にかかわらず、国として自粛要請の対象に含めない。</u> 県またぎ移動：<u>ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、国として自粛要請の対象に含めない。</u>
	県をまたぐ 移動	• 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控える。	
	外出	• 日中も含めた不要不急の外出・移動自粛。特に、20時以降の不要不急の外出自粛。 • 混雑した場所等への外出半減。 • 少人数で、混雑を避けて行動。	
緊急事態 措置区域	県をまたぐ 移動	• 不要不急の都道府県間の移動は極力控える。 • 避けられない場合は検査を推奨。	

※ 学校行事(修学旅行等)は、基本的に、外出や移動の制限の対象外。

コロナ社会を生き抜く行動指針の改定について

【改定理由】

- 本指針は、新型コロナウイルスとの闘いにおいて、県民一人ひとりの基本的な感染防止対策の徹底が重要であることを踏まえ、第1波が終息した令和2年5月15日に県独自で策定。
- 当時、業種別ガイドラインは策定途上であり、数も少なかったため、県独自で県民・事業者を幅広く対象に策定。
- その後、各種業界団体では、感染防止対策と事業活動の両立を図る「業種別ガイドライン」の作成・改定が進み、各業界の取組みも充実しつつある。(現時点で約 200 業種作成済)
- また、本日に至るまでに、ワクチン接種の推進や医療提供体制の強化、治療薬の開発・普及が進んだことで新型コロナに対する新たな向き合い方が求められ、令和3年11月19日付けで国の基本的対処方針が大幅改定された。
- このため、本指針は当初の役割を一定程度果たしたものと考え、県民・事業者向けの基本的な感染防止対策の指針に特化・深掘りした内容に改めるもの。

【改定案】

別紙のとおり

コロナ社会を生き抜く行動指針 (案)

令和 3 年 1 1 月 2 9 日 変更

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 県民の皆さまへ

県民の皆さまに習慣として身に着けていただきたい基本的な感染防止対策を以下にお示しします。あらゆる機会において、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、対策を実践していただきますようお願いいたします。

(1) 基本的な感染防止対策

① 3密（密閉空間・密集場所・密接場面）のうち一つでも回避

○ 職場や外出先でのイスや行列等では人との間隔を取りましょう。

（できるだけ2 m。最低1 m）

○ 在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。

○ できる限り予約を取って外出しましょう。

○ 3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（注）は特に感染リスクが高いですが、そのうちの1つの密でも注意し、業種別ガイドラインを遵守している施設等を利用してください。

（注）感染リスクが高まる以下の「5つの場面」に最大限の注意をお願いします。

ア 飲酒を伴う懇親会等

イ 大人数や長時間におよぶ飲食

ウ マスクなしでの会話

エ 狭い空間での共同生活

オ 居場所の切り替わり

② マスクの着用

○ 病気や障がい等により困難な場合を除き、仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを隙間なくフィットさせて着用しましょう。（不織布マスク推奨。フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可）

特に飲食店やカラオケ店においても、マスクの着用等により、飛沫対策は万全にしましょう。

③ 手指衛生

○ 丁寧かつ頻繁な手指消毒（手洗い・消毒）を徹底しましょう。（「アルコール手指消毒薬の使用」と「流水とせっけんでの手洗い」は同様の手指消毒効果があるため、どちらの徹底でも構いません。）

○ 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手を洗いましょう。

④ 体調不良のときは行動ストップ

- 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、出勤・通学を含む全ての行動をストップし、医療機関を受診しましょう。
- 同居家族が陽性の場合、濃厚接触者としてPCR検査の対象となり、その場合自身のPCR検査の結果が陰性であっても14日間の自宅待機・健康観察になります。（保健所の指示に従って対応してください。）

⑤ こまめな換気

- 個室など密閉した部屋は、こまめに換気をしましょう。
- エアコンと独立した換気扇の常時稼働が原則です。

その設置がない場合は常に複数の窓や扉を開放しての通気のよい換気や扇風機やサーキュレーターの外部に向けた使用等を行いましょう。

（換気の目安） エアコンと独立した換気扇の設置がない場合は、1時間に最低2回、1回につき5分以上、以下の対応を。空気清浄機能がある装置を併用することも有効。

- ・ 複数の窓や扉を開放しての通気のよい換気
- ・ 扇風機やサーキュレーターの外部に向けた使用等

（２）外出・移動

- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動の際は「三つの密」の回避を含め、特に（１）の基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えてください。
- 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は極力控えてください。（この場合において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けた者は、その対象としないことを基本とします。）
- 「業種別ガイドライン」等を遵守している施設等を利用しましょう。

（３）ワクチンを接種された皆さまへ

- ワクチン接種後でも新型コロナウイルスに感染する場合があります。
- ワクチンを接種してから免疫がつくまでに14日程度かかり、免疫がついても発症予防効果は95%程度と高いものの、決して100%ではありません。また、時間の経過に伴い減少する可能性を示唆する報告もあります。
- ワクチンを接種した後も決して油断せず、（１）の基本的な感染防止対策の徹底の継続をお願いします。

2 事業者の皆さまへ

(1) 職場にて取り組んでいただきたい感染防止対策

- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取り組みをお願いします。
- 職場はもとより、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）における感染防止対策（換気、マスク着用など）を徹底してください。
- 二酸化炭素濃度測定器により、室内の二酸化炭素濃度が 1,000ppm を超えていないか、換気の状態を確認することも有効です。
- 職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を参考に感染防止対策を徹底してください。

（参考）業種別ガイドライン

- 内閣官房の「新型コロナウイルス感染症対策」ホームページでは、感染予防のための様々な情報が集約されています。その一つに、業界団体が作成した、コロナ禍で感染拡大防止と事業活動を両立させるための「業種別ガイドライン」があります。（約200業種対応）
- 各事業者団体及び各事業者におかれましては、「業種別ガイドライン」を参考として、具体的な「対策ガイドライン」や「運営マニュアル」を作成し、感染防止対策を徹底していただきますよう、お願いします。

内閣官房ホームページ：<https://corona.go.jp/>

（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策トップページ→業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧）

(2) ぎふコロナガード

- 各事業所や店舗において、感染症防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」（＝「ぎふコロナガード」）を選任してください。
- 上記対策実施責任者は、各業界が定める業種別ガイドラインを参考として、具体的な「チェックシート」を整備し、日々の感染対策を確認してください。
（対策例）・従業員の健康チェック
・従業員のマスク着用、手指衛生状況のチェック
・職場における換気 等
- 「ぎふコロナガード」の詳細については、以下のホームページを参照の上、適切な対応をお願いします。

県ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/111110.html>

（県トップページ→新型コロナウイルス感染症に関する情報→お知らせ「事業者の皆さまへ」
→職場等における感染防止対策担当者の選任・設置について）

3 イベント等について

- 県、市町村及び民間の催事施設においても、業種別ガイドラインに則した感染防止策に留意してください。

また、イベントの開催時にはイベントの規模や内容によって、各種対応が必要です。イベント主催者は別添資料1、別添資料2及び以下の県ホームページを参照の上、適切な対応をお願いします。

県ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/161193.html>

県トップページ→新型コロナウイルス感染症に関する情報→お知らせ「事業者の皆さまへ」
→イベント開催等における感染防止安全計画等について

- イベントの規模要件（人数・収容率等）は以下の県ホームページ「新型コロナウイルス感染症に対する岐阜県の対応について」の「3. イベント等の開催制限」のとおりとします。詳細は、以下のホームページを参照の上、適切な対応をお願いします。

県ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/26717.html>

県トップページ→新型コロナウイルス感染症に関する情報→県の対応状況「県の対策」
→新型コロナウイルス感染症に対する岐阜県の対応について

4 新型コロナ対策実施店舗向けステッカー制度

県では、本指針や業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を実施している全ての事業者の皆さまに「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を配布しており、このうち飲食店については、実際に取組状況を確認することで「第三者認証店舗」に認定しています。

各事業者の皆さまは、感染防止対策を徹底のうえステッカーを取得いただきますようお願いいたします。

(1) 対象事業者

- 感染防止対策を実施している飲食業、小売業、サービス業などすべての事業者が対象です。(風営法第2条第6項第1号、第2号、第7項第1号のいずれかに該当する事業者を除きます。)

(2) 申請方法

- 申込書と宣言書を事業所・店舗が所在する市町村窓口へ提出してください。

(3) ステッカー配布

- 県または市町村から郵送等により配布します。

(4) 実地調査（飲食店のみ）

- 調査員が店舗を実地調査し、感染防止対策の取組状況を確認します。
- 対策が不十分な場合はステッカーの不交付あるいは取消しを行います。

県ホームページ : <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/27741.html>

県トップページ→新型コロナウイルス感染症に関する情報→お知らせ「事業者の皆さまへ」
→新型コロナ対策実施店舗向けステッカー制度について



参考：感染体験談

このような感染体験談や日々の感染状況等を岐阜県の公式 Twitter（岐阜県公式・コロナ NEWS 【@gifucovidnews】）でも随時発信していますので、是非ご覧ください。

感染者（50 代女性）

■ご家族全員が陽性となったとのことですが

- ・ 5 月初旬、同居の息子（20 代）から私の職場に「高熱が出た」、という連絡が入ったことから始まりしました。検査の結果、息子は陽性、続いて私と夫も検査した結果、夫も陽性。私は陰性でした。
- ・ まず息子が、その翌日に夫が宿泊療養施設に入所しました。2 人を送り出し、ほっとしたところその 2 日後の朝、私も 39 度の発熱があり、検査の結果陽性と判定されました。
まず宿泊療養施設に入所しましたが、酸素濃度が低かったことから数時間後に入院となりました。私は持病があり、発熱の辛さよりも症状が重症化するかどうかの不安の方が大きかったです。結果的に重症化せず、8 日間の入院で済みました。

■退院後の体調が悪かったとお聞きしました

- ・ 職場に復帰しても、気持ちとは裏腹に全身がだるくて、とても働けず、1 週間は午後休んでいました。以前にも入院経験がありましたが、入院による体力の低下という程度ではなく、だるさは 1 か月ほど続き、つらかったです。このことだけでも新型コロナを甘く見ない方がいいと感じました。

■自分の経験からお伝えしたいことは？

- ・ 上司から「患者を各部屋から動かさない、食器や箸、コップは使い捨てのものを、水はペットボトルで各部屋に配置、ゴミもそれぞれの部屋に分散し、部屋を使わなくなって 72 時間たったら初めて触って捨てる」というアドバイスを受けながら、息子と夫の入所までの間、食事などの手当てをしていました。
- ・ 一方で、息子の職場はストップし、関係者は 50 人にのぼり、「こんなに迷惑をかけるとは思ってもみなかった」とショックを受けていました。若い方はコロナに感染した時の周囲への影響を軽く見ているかもしれませんが、私の息子を教訓に、具体的に想像してみてもらいたいと思いますね。

感染者（40 代女性）

■感染判明、療養の経過は？

- ・ 8 月下旬、夫から体調不良の連絡を受けたのが発端です。夫と私、娘の 3 人の検査の結果、夫と私の陽性が判明しました。
- ・ なお、その後、夫の会社から、「発症前の夫が職場で接触した人の中に陽性者がいた」との情報が共有されました。
- ・ 夫と私は宿泊療養施設に入所しましたが、夫は 37～38 度の高熱や頭痛が続き、肺炎にもなりかけたことから、いつ入院になるか、という時もありました。
- ・ 一方の私は、発熱は 1 日程度でしたが、気持ちが悪く、お腹の調子も悪く、全身がチクチク痛くなり、鼻水が出る、といった症状が繰り返し起こり、その後味覚・嗅覚もなくなりました。いずれも未体験の症状でした。2 週間後には症状も治まり、ようやく夫婦揃って退所できました。

■退所してからの後遺症は？

- ・ 退所した際、日常生活に戻っていい、と言われましたが、私はすぐに職場復帰できませんでした。帰宅後に咳がひどくなり、3 日後には体温が 36 度と 37 度の間を 30 分毎に上下するようになりました。職場復帰できたのは、退所してから 2 週間後となりました。
- ・ また、退所して 1 か月後には脱毛も始まりました。髪を洗うと以前より多くの髪が抜け落ちます。これは今でも続いています。さらには、嗅覚も完全に戻っていません。
- ・ これら様々な体調の不調を感じますが、「いつまで続くのか」「体のどこに不調が現れるのか」、そして「そもそもどの症状が新型コロナが原因なのか分からない」ということ自体が不安です。この点は相談した医療機関からも明確な答えはありません。いろいろな不安が強く、心境的には感染前の状況に戻りません。

開催予定日（予定期間）が「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態措置」の 実施期間に該当していないイベントの開催について

別添資料1

大声※1なしのイベント

収容定員設定あり

収容率50%超※2であるが
参加予定人数※3 5,000人以下

⇒A

収容率50%以下

⇒A

収容率50%超かつ
参加予定人数5,000人超

⇒B

収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下

⇒A

参加予定人数5,000人超

⇒B

大声ありのイベント

収容定員設定あり※4

収容率50%以下

⇒A

収容率50%超

⇒中止を含め開催を慎重に判断

収容定員設定なし

十分な人と人の間隔
(できるだけ2 m最低1 m)
の維持を徹底

⇒A

⇒徹底ができない場合には
中止を含め開催を慎重に判断

A

イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリストをホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告を県に提出すること。

B

イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を目処に県に感染防止安全計画を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。

※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。

※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。

※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。

※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ2 m最低1 m）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。

開催予定日（予定期間）が「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態措置」の実施期間に該当しているイベントの開催について

別添資料2

大声※1なしのイベント

収容定員設定あり

収容率50%※2以下かつ

参加予定人数※3 5,000人以下

⇒A

収容率50%超であるが

参加予定人数5,000人以下

⇒A

参加予定人数5,000人超

ただし人数上限あり★

⇒B

収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下

⇒A

参加予定人数5,000人超

⇒B

ただし人数上限あり★

★人数上限について

原則5,000人まで。ただし、Bの対応により重点措置期間内は20,000人まで、緊急事態宣言期間内は10,000人まで人数上限が緩和される。さらに、**ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、収容定員まで追加可**。当該制度の適用を希望する主催者は、感染防止安全計画（別添2）に当該制度へ登録する旨を明記したうえ県に提出すること。

A

イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリストをホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告を県に提出すること。

B

イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を目処に県に感染防止安全計画を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。

大声ありのイベント

収容定員設定あり※4

収容率50%以下かつ

参加予定人数5,000人以下

⇒A

収容率50%超

⇒中止を含め開催を慎重に判断

収容定員設定なし

十分な人と人の間隔

(できるだけ2m最低1m)

⇒A

の維持を徹底

⇒徹底ができない場合には

中止を含め開催を慎重に判断

※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。

※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。

※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。

※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ2m最低1m）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。

中津川市新型コロナウイルス感染防止 緊急メッセージ ～感染経路不明の感染者が続出しています～

令和3年11月29日

全国的に感染が収まっているなか、市内では11月20日からの9日間で新規感染者が13人確認されております。

そのうち感染経路不明が6人(11月28日現在)おり、ほかにも感染して無症状の方がいる可能性も否定できません。

このため、市民一人一人が「ウィズコロナ」の生活を強く意識し、ワクチン接種を済ませた方も含め、どこかで感染する可能性があるという警戒感を常に持ち、「感染しない、感染させない」ための基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

＜基本的な感染防止対策の徹底＞

- ・ マスクをすき間なく着用
- ・ 石けんで手洗い、指先も丁寧に
- ・ 3密（密閉空間・密集場所・密接場面）をひとつでも回避
- ・ 体調管理（体調不良時は仕事や学校を休み、医療機関へ）
- ・ こまめな換気（1時間に2回以上、1回5分以上）

■市民への呼びかけ

集中取組期間：11月29日（月）～12月13日（月）

- ・ 基本的な感染防止対策の周知
防災無線、市民安全情報ネットワーク（メール、LINE）、SNS、市ホームページ、新聞折り込み、広報車など
- ・ 特に、ワクチン接種後も引き続き基本的な感染防止対策を徹底する

■事業者へのお願い

- ・ 事業所内での基本的な感染防止対策の徹底
- ・ 特に、体調が悪いときに休みやすい環境づくり

中津川市新型コロナウイルス感染症対策本部
中津川市役所 健康医療課 電話 0573-66-1111 内線 628

新型コロナウイルスのある生活のための
岐阜市総合対策(第 9 版)(案)

令和 3 年 11 月 29 日

岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部

目次

1 市民の皆様・事業者の皆様への周知・啓発

- (1) 市民の皆様への周知・啓発
- (2) 事業者の皆様への協力依頼

2 イベント、市有施設等の対応方針

- (1) イベント等の取り扱い
- (2) 市有施設の利用

3 オール岐阜市役所での感染防止対策

- (1) 学校等の感染防止対策等
- (2) 保育所、放課後児童クラブ等の感染防止対策
- (3) 社会福祉施設等における感染防止対策
- (4) 市民窓口等における感染防止対策
- (5) 職員の感染防止対策
- (6) 自然災害発生時の感染症対策の強化
- (7) 市民病院の診療体制

4 医療・予防体制の充実

- (1) 保健所の体制
- (2) 検査体制等
- (3) 宿泊療養施設の弾力的運用（岐阜県）
- (4) 自宅療養の支援体制（岐阜県）
- (5) 災害に準じた医療体制の構築（岐阜県）
- (6) 患者の搬送
- (7) ワクチン接種

5 社会経済活動の支援

- (1) 市民生活の支援
- (2) 経済・就労支援

6 ポストコロナ社会への対応

- (1) デジタルトランスフォーメーションの推進
- (2) 新しい生活様式への対応

7 令和3年度総合対策の事業体系

参考1 令和2年度の緊急対策事業

参考2 岐阜市における主な対応状況

参考3 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部 令和2年5月15日策定（令和3年11月29日変更）
「コロナ社会を生き抜く行動指針」

※各章に記載の事業の内、予算承認前の事業については、議会の承認を経て決定する。

Ⅰ 市民の皆様・事業者の皆様への周知・啓発

(Ⅰ) 市民の皆様への周知・啓発

① 感染防止対策の呼びかけ

市民に向けて

- ・ 感染拡大の防止と経済社会活動の維持との両立を持続的に可能としていくため、「3 密（密閉空間、密集場所、密接場面）」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」、「体調不良の時全ての行動ストップ」をはじめとした基本的な感染防止対策の徹底、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践、感染状況に応じた人流や人との接触機会の削減等を市の広報媒体のほか、テレビやラジオ等、多様な媒体を活用し、広く市民へ周知

【活用する媒体等】

広報ぎふ、市公式ホームページ、Facebook、Twitter、LINE、YouTube、防災行政無線、防災情報メール、テレビ、ラジオ、地域情報誌、市有施設等でのポスター掲示、市庁舎のライトアップ、JR 岐阜駅北口歩行者用デッキの情報案内板

- ・ 患者の発生状況、感染対策のお願いを記載した文書を、自治会に定期配布

外国人市民に向けて

- ・ 市有施設において、消毒、手洗いなど感染防止対策の多言語での文書を掲示
- ・ ぎふメディアコスモス 多文化交流プラザの相談窓口に来られない外国人市民のために、Skype を活用した生活相談を継続

◇ 英語 日～木 10:00～12:00、13:00～16:00
金 9:00～12:00、13:00～15:00
◇ 中国語 火、木、土 10:00～12:00、13:00～16:00
◇ タガログ語 日～木 10:00～12:00、13:00～16:00
金 9:00～12:00、13:00～15:00
◇ ポルトガル語 月 10:00～12:00、13:00～16:00
◇ ベトナム語 日 10:00～12:00、13:00～16:00

- ・ 市ホームページ等にて、国・県から提供される多言語情報や周知が必要な市の情報を多言語に翻訳し掲載

「新しい生活様式」の実践例

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

□人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 □会話をしている際は、可能な限り声の大きさを抑える。
 □外注時や店内でもマスクを着用する。人との距離が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、食事は、感染リスクを十分に考慮する。
 □家に帰ったらまず手や顔を洗う。
 □人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える。シャワーを浴びる。
 □手洗いや手指消毒剤をかけて手と指先で丁寧に洗う（手消毒剤の使用も可）。
 ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

□感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
 □乗車したときのために、前とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も、口呼吸の感染リスクに注意する。

(2) 日常生活を営むまでの基本的な生活様式

□基本的に手洗い・手指消毒、口呼吸チェックの徹底
 □基本的に換気（エアコン使用で窓を閉めず以下） □身体的距離の確保
 □「3原則」の徹底（密着、密接、密閉）
 □一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の確保・実行
 □最新の体調測定、健康チェック、発熱又は発熱の症状がある場合は必ず自宅で安静

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物
 □近所を巡回
 □1人または少数で済む場合は、必要に
 □電子決済の利用
 □引金をたてて整理を促す
 □サンプリングなど表示品への接触は控えるに
 □レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用
 □乗車は控えるに
 □乗っている時間帯は避けて
 □徒歩や自転車利用も併用する

食事、スポーツ等
 □公園はすいた公園、場所を確保
 □公園やスポーツは、十分に人との間隔を
 □ジョギングは少人数で
 □すれ違ったりは距離をとるマナー
 □手洗いや手指消毒剤の使用
 □飲み物は、十分な距離がオンライン

イベント等への参加
 □接触確認アプリの活用を
 □発熱や発熱の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

□テレワークやローテーション勤務 □業務活動でゆったりと □オフィスはひろびろと
 □家庭はオンライン □前回の飲食は感染とマスク

※ 業種ごとの感染リスクをガイドラインは、関係団体が別途作成

出典：新型コロナウイルス感染症専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日）6月19日一部変更

感染リスクが高まる「5つの場面」

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面1 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で互いが意識すると同時に注意が低下する。また、騒動が起き、大声になりやすい。
- 特に飲食店などで提供されている狭い空間で、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、酒し飲みや箸などの共有が感染のリスクを高める。

場面2 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはじりでは、長時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、長時間の食事では、大声になり易い環境が広がるため、感染リスクが高まる。

場面3 マスクなしでの会話

- マスクなしで近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイク感染などの感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、慶応大などでの事例が報告されている。
- 車やバスで移動する車中では注意が必要。

場面4 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり密接が長く、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

場面5 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、人の動きや気配の変化により、感染リスクが高まる可能性がある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が報告されている。

出典：新型コロナウイルス感染症対策分科会

「分科会から政府への提言」（令和2年10月23日）

静かなマスク会食を！



飛沫感染しないため黙食のすすめ



② 誹謗中傷や差別防止に向けた啓発

- ・ 市ホームページの「新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について」を随時更新
- ・ 啓発資料「守ろう人権住みよい岐阜市号外」を、市内小中特別支援学校及び市立幼稚園、市岐商、児童生徒が出入りする公共施設（体育館、青少年会館、中央図書館等）へ配布及び設置
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見等の防止、いわゆるストップ!「コロナ・ハラスメント」等の実効性を高めるため、広報ぎふ、ラジオ、パネル等の媒体を活用するほか、地域の人権教育や出前講座の実施等、あらゆる機会を捉え、新型コロナウイルス感染症に関連した人権教育や人権啓発に粘り強く取り組む。

ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言

ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言

1 「コロナ・ハラスメント」？

新型コロナウイルスは人類未知のウイルスであり、誰も怖いもの
です。
この病気に対する恐怖心、誤解や偏見により、知らず知らず誰
かを排除したり、差別をしていますが？ 身近なところで以
下のようなこと（コロナ・ハラスメント）が起こっていません
か？

- ・ 退院した感染者が、お店の方から「帰れ」と言われた。
- ・ 会社に復帰する際に「陰性証明を持ってこい」と言われた。
- ・ 感染者が、退院後にディサービスを断られた。
- ・ インターネット上で感染者を名指しするような書き込みがあった。
- ・ 感染者の子どもが、学校でコロナのことでいじめられ、泣きなが
ら帰ってきた。
- ・ 感染者が発生した地域で、嫌がらせのビラが配られた。
- ・ 飲食店が、感染者が発生したという噂により、風評被害にあった。
- ・ 医療従事者の子どもが、保育所で受け入れ拒否やいじめを受けた。
- ・ 感染者が多発している県のナンバーの自動車に対し、嫌がらせのビラ
が貼られた。
- ・ 子どもが学校を休むと、同級生にコロナに感染したと言われた。
- ・ 感染者が出ている学校の学生が、アルバイト先から解雇された。

○ご相談・お問い合わせは、以下まで。

・岐阜県人権啓発センター(058-272-8252)

・岐阜市人権啓発センター(058-214-6119)

2 「思いやり」と「感謝」を

新型コロナウイルスは、誰でも感染する可能性があり、私たちが
闘っている相手は、人ではなくウイルスです。

感染した方を「思いやり」、その立場を守ります。また、
最前線で治療や社会生活維持にあたる医療従事者や関係
者の方々に「感謝」します。

このように人との絆を大切に、この難局を乗り越えまし
よう。

- 患者、濃厚接触者、医療従事者、外国人の方々、他地域からの
来訪者、そして、それらのご家族や特定の店舗などへの差別的扱
い、非難を絶対になくしましょう。
- 不確かな感染情報（デマ）の拡散は許されることはありません。
SNSに書き込むなど安易に広げることは、かえって人に不
安を与えるだけです。
- 医療従事者をはじめ、新型コロナウイルス対策に携わる関係者の方々、
あるいは食品流通業務や、生活安全業務など、私たちの暮らしを
支える方々に改めて感謝しましょう。



(2) 事業者の皆様への協力依頼

① 業種別ガイドライン、岐阜県行動指針の徹底等

各職場において感染防止の担当者（ぎふコロナガード）を設置し、業種別ガイドラインや県の「コロナ社会を生き抜く行動指針」[参考3](#)に基づき、岐阜市 with コロナあんしん追跡サービス等も活用しながら感染防止対策を実行されるよう、あらゆる機会を用いて周知する。

また、感染防止対策を実施している店舗では、「with コロナステッカー」や**第三者認証制度である県の「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」**を掲示し、感染防止の徹底の自己宣言と利用者への注意喚起を行うよう、呼びかけていく。



見本

with コロナステッカー



見本

新型コロナ対策実施店舗向けステッカー

② 働き方の新しいスタイルの実践

国の専門家会議で示された『「新しい生活様式」の実践例』（P3）を参考に、これまでの働き方から、「コロナ社会」での働き方へ見直されるよう、あらゆる機会を用いて周知する。

2 イベント、市有施設等の対応方針

(1) イベント等の取り扱い

市が単独で実施するイベント及び各種講座の開催にあたっては、県の指針^{参考3}に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、市が関与する実行委員会等主催者や民間団体等イベント主催者に対しては、イベント等の開催にあたり、県の指針^{参考3}に基づいた感染防止対策を徹底するように要請していく。

(2) 市有施設の取り扱い

すべての市有施設は、「新型コロナウイルス感染症流行時における岐阜市行政機能の確保に関する行動計画」に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、市の催事施設は、県の指針^{参考3}に基づいた感染防止対策を徹底する。

<参考>感染状況に応じたイベント開催制限等について

		感染防止安全計画策定 (※1)	その他 (安全計画を策定しない)
下記以外の区域	人数上限(※3)	収容定員まで	5,000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方
	収容率(※3)	100%(※2)	大声なし:100% 大声あり:50%
重点措置区域	時短	原則要請なし(※4)	原則要請なし(※4)
	人数上限(※3)	20,000 人 (ワクチン・検査パッケージ 制度の適用により、収容定 員まで追加可)	5,000 人
	収容率(※3)	100%(※2)	大声なし:100% 大声あり:50%
緊急事態措置区域	時短	原則要請なし(※4)	原則要請なし(※4)
	人数上限(※3)	10,000 人 (ワクチン・検査パッケージ 制度の適用により、収容定 員まで追加可)	5,000 人
	収容率(※3)	100%(※2)	大声なし:100% 大声あり:50%

※遊園地など集客施設については、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用する。

(※1)参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000 人超)

(※2)感染防止安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

(※3)収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)

(※4)都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

3 オール岐阜市役所での感染防止対策

(1) 学校等の感染防止対策等

- ・ 各施設において、手洗い・マスク着用の徹底を含め、十分な感染防止対策を実施するとともに必要な物品（消毒液や保健衛生用品等）を整備

市立小学校、中学校

- ・ 健康チェックカード（土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載）を校舎に入る前に確認、また家庭で検温を行っていない児童生徒には、校舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、教職員等が消毒を実施、スクール・サポート・スタッフを雇用し、教室内の換気や消毒など、感染症対策に関する業務支援を実施
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための消毒作業等を担うスクール・サポート・スタッフを、全小中学校に配置
- ・ 発熱等の症状がある児童生徒については、保健室とは別に待機する場所を確保
- ・ 感染への不安等により、オンラインを希望する場合は、学校と相談のうえ、個別に対応

岐阜特別支援学校（小学部・中学部・高等部）

- ・ スクールバス車内での3密を避けるため、スクールバス 3 台を増便
- ・ 健康チェックカード（土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載）を校舎に入る前に確認（スクールバス利用者はバス乗車前に確認）、また家庭で検温を行っていない児童生徒には、校舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、教職員等が消毒を実施、スクール・サポート・スタッフ（小学部、中学部、高等部）を雇用し、教室内の換気や消毒など、感染症対策に関する業務支援を実施
- ・ 発熱等の症状がある児童生徒については、保健室とは別に待機する場所を確保

市立幼稚園

- ・ 登園時の健康チェック、手洗い・うがいの励行、室内の換気、玩具等の小ま

めな消毒の実施などの感染予防対策を実施

- ・ 健康チェックカード(土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載)を園舎に入る前に確認、また家庭で検温を行っていない園児には、園舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど園児等が利用する場所のうち、多くの園児等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、教職員等が消毒を実施
- ・ 滅菌庫による衛生環境の管理
- ・ 学年ごとの時間差の登降園の実施

岐阜商業高等学校

- ・ 健康チェックカード(土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載)を校舎に入る前に確認、また家庭で検温を行っていない生徒には、校舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど生徒等が利用する場所のうち、多くの生徒等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、教職員が消毒を実施、教員業務支援員を雇用し、教室内の換気や消毒など、感染症対策に関する業務支援を実施

女子短期大学

- ・ 通学前の毎日の検温による体調管理の徹底と、通学時のバス内の混雑を避けるため、時差授業を実施
- ・ 手洗い・マスク着用・手指消毒を徹底し、講義室内では格子状に座らせるほか、各講義室や廊下に感染予防のチェックシートを掲示し、教員、学生が随時確認を行う。また、パソコン教室や学生ホールのテーブルにパーテーションを設置
- ・ **感染拡大地域への不要不急の移動は極力控える。**
- ・ **サークル活動は、感染予防対策を順守、措置したうえで実施する。**
- ・ **企業訪問等の際に、希望する学生を対象に、国が提供する検査キットを活用し、抗原検査を実施する。**

薬科大学

- ・ 学生に日々の体調等を「健康管理カード」に記録させ、体調の自己管理の徹底
- ・ 対面授業は、学生間の間隔を十分に確保して実施するため、1授業について2つの教室を使用し、一方の教室での授業の様子を別の教室に配信し、

学生が分散して受講する体制にて実施

- ・ 実習は、授業内容に応じ、マスクに加え、教員及び学生がフェイスシールドを併用して複数の実習室に分散して実施
- ・ 体調に不安を感じる学生の不安を取り除き、早期に的確に対応するため、希望する学生を対象に、国が提供する検査キットを活用し、抗原検査を実施
- ・ 部活動は、「安全な部活動のためのガイドライン」に基づく感染対策を徹底し、顧問の承認のもと自律的に活動するよう周知
- ・ 感染リスクの高まる場面が増加する年末年始を控え、会食は 4 人までを基本とすることなど、感染防止対策の徹底を改めて周知

市立看護専門学校

- ・ 講義は講堂や広い教室を活用して学生間や教員との距離を保ち、演習やグループワークなどではマスク着用に加え、フェイスシールドやアイシールドなどの着用を義務づけて実施
- ・ 臨地実習では、実習前2週間の体調および行動歴を紙面にて報告させて事前に安全性を確認し、その都度実習先に連絡して了解を得ている。
- ・ 学生、教員、来校者には、玄関で体温測定ならびに本人と家族の体調チェックを行った上で入館を許可し、昼休みにも体温測定ならびに体調チェックを実施
- ・ 休憩時間には実習室等を開放して、学生が利用できる洗面場所を増やし、手洗いやうがいを徹底させている。また、マイクやパソコン等講義に使用した物品は毎回、ドアノブ等複数人が触れる場所は定期的に消毒を実施
- ・ 実習以外でも手指消毒薬を携行し、励行を周知
- ・ うがいや歯磨きの際は、学生同士の距離をおいて、会話を禁じることを徹底
- ・ 食事の際は、各学生の机に飛沫防止用の衝立を設置、黙食を徹底
- ・ 高等教育の修学支援新制度の対象外である学生が、家計急変に伴い授業料等の納付が困難になった場合の支援として、学校独自に授業料等を減免

(2) 保育所、放課後児童クラブ等の感染防止対策

- ・ 公立保育所では、衛生面での向上が期待できるお昼寝用ベッドの導入、手洗い場の蛇口の自動水栓化、対面での食事を避けるための 2 人用机の追加導入、おもちゃを清潔に保つためのおもちゃ用殺菌ロッカーの活用など感染症対策を実施
- ・ 私立保育園等に対しても、職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を

継続的に実施していくために必要な経費（職員が勤務時間外に施設内の消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当・休日勤務手当等の割増賃金など）や衛生用品等の購入費用の助成を実施

- ・ 保育所、放課後児童クラブでの様々なリスク低減に向けた取組として、登園時、登会時の健康チェック、手洗い・うがいの励行、室内の換気など衛生管理の基本となる対策を継続して実施。保護者が安心して子どもを預けることができる環境を確保
- ・ 「健康チェックカード（土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無等を記載）」により、児童、職員の健康管理を徹底

（3）社会福祉施設等における感染防止対策

- ・ 各施設等の判断による面会・外出制限の緩和に関する国通知等に基づき改正された「感染・まん延防止チェックリスト（県作成）」により、感染防止を徹底
- ・ 高齢者福祉施設等に対し、入浴介助サービス時におけるマスクの着用の徹底、入浴介助サービスの回数減や清拭への切り替え、利用者の耳元で、大声で話す際は、マスクに加えフェイスシールド着用などを啓発

（4）市民窓口等における感染防止対策

- ・ 3密の回避のため、市 HP に行政窓口の混雑状況や呼出状況をリアルタイムでお知らせする情報サイト「岐阜市なう!」を配信
- ・ 住民票の発行などを行う各事務所において、自家用車内等で待機してもらうことができるよう、ワイヤレスコールを導入し、密にならない待合スペースの整備と、窓口の規格に合わせたアクリル板の設置による飛沫感染防止対策の徹底
- ・ 市庁舎などに、非接触式体温計を設置し、来訪者に検温を呼び掛ける。
- ・ エレベーター内での密回避を促すサインの掲示

（5）職員の感染防止対策

勤務形態

① 在宅勤務

② 時差勤務

- ・ 12 パターンから選択できる時差勤務

③ 勤務日の割振り

- ・ 勤務日の割振り変更により、週休日を土、日以外に設定

④ その他

- ・ 休憩時間の時差取得
(11時30分～12時30分)
- ・ 執務机の間に飛沫防止板を設置

職員の意識の徹底

- ・ 家族も含めた、日常生活における「新しい生活様式」(P3)の実践
※「人との距離の確保」、「マスク着用」、「手洗い」など
- ・ 出勤前の検温実施と体調がすぐれない場合の出勤停止
- ・ 所属長による所属職員の健康管理の徹底
- ・ 職員の健康自己チェックシートの作成及び所属における健康自己チェック済み確認表の作成
- ・ 職員の行動歴シートの作成
- ・ 職場の清掃・消毒及び換気の徹底
- ・ 「ぎふコロナガード」による感染防止対策ポイントのチェック、声かけの徹底
- ・ 昼食時における「黙食」の励行

(6) 自然災害発生時の感染症対策

- ・ 避難所運営マニュアル(新型コロナウイルス感染症対策編)の市民(自主防災組織)への周知及び訓練の実施
- ・ 避難所における感染症対策実施のための備蓄の充実
- ・ 避難所としてのホテル・旅館等の民間施設の活用

(7) 市民病院の診療体制

新型コロナウイルス感染症対策を引き続き継続しながら

- ・ 病院内への入館規制を引き続き行う
- ・ 外来は、過密対策を行いつつ実施
- ・ 入院は、面会禁止としたうえで実施
- ・ 手術、各種検査は、飛沫予防策を含む感染症対策を徹底したうえで実施
- ・ 健康管理センター(健診事業)は、一部検査の制限を行いつつ実施

4 医療・予防体制の充実

(1) 保健所の体制

① 岐阜県・岐阜市クラスター対策合同本部の設置

- ・ 本市でクラスターが発生した際には、引き続き岐阜県と合同で積極的疫学調査を実施し、早期終息を目指す

② 感染症対策課の設置

- ・ 令和2年8月3日付で新設した「感染症対策課」において感染症対策に係る施策を総合的・専門的に実施

③ 受診・相談センターの設置

- ・ 発熱等の症状のある方で、相談する医療機関に迷う場合の電話相談窓口を設置

●平日窓口

Tel058-252-0393(平日午前9時～午後5時)

●休日・夜間窓口

Tel058-272-8860(平日午後5時～翌午前9時、土日祝日(終日))

④ 新型コロナウイルスワクチン接種対策課の設置

- ・ 令和3年1月4日付で新型コロナウイルスワクチン接種対策チームを設置し、4月1日付で新型コロナウイルスワクチン接種係に、8月1日付で新型コロナウイルスワクチン接種対策課にそれぞれ組織改編し、市民への早期かつ安全なワクチン接種を実施。また、ワクチン接種の実施を全庁横断的に取り組むため、3月10日付で、新型コロナウイルス感染症対策本部内に、ワクチン接種対策検討会を設置。

(2) 検査体制等

① 衛生試験所の検査体制

- ・ 1日あたり最大120検体のPCR検査を実施
- ・ 今後の検体の増加に対応できるよう必要な検査試薬を確保

② 医療機関内検査

- ・ 診療、検査ができる医療機関を県が「診療・検査医療機関」に指定
- ・ PCR法等を用いた検査を実施

③ 地域外来・検査センター

- ・ 岐阜市医師会と連携し設置した「岐阜市地域外来・検査センター」(令和2年6月15日～)にて、週5日、1日当たり20件程度の検査を実施

④ 高齢者施設等に対する予防的検査

- ・ 国の基本的対処方針に基づき、高齢者施設等の従事者の検査を実施
- ・ PCR法等を用いた検査を実施

- ◇ 高齢者施設等従事者 PCR 検査事業の実績〈4-6 月実施分〉
対象施設 268 施設のうち 183 施設が受検
- ◇ 介護サービス事業所等従事者 PCR 検査事業〈7-8 月実施分〉
対象事業所 1,040 事業所のうち 458 事業所が受検
- ◇ 介護サービス事業所等従事者 PCR 検査事業〈10-11 月実施分〉
対象事業所 1,064 事業所のうち 227 事業所が受検(11/18 時点)

⑤ 妊婦の新型コロナウイルス検査

- ・ 強い不安を抱えている、又は基礎疾患を有している出産予定が 2 週間以内の妊婦に対し、新型コロナウイルス感染症の検査に必要な費用を助成

(3) 宿泊療養施設の弾力的運用(岐阜県)

- ・ 岐阜県が、岐阜圏域では、羽島市の「HOTEL KOYO」に 470 室、「アパホテル岐阜羽島駅前」に 146 室、「ホテルルートイン岐阜羽島駅前」に 184 室、「ホテルルートイン岐阜県庁南」に 140 室を確保。患者搬送の際は、必要に応じて県保健所等が保有する移送車を利用し、スタッフとして本市職員が対応
- ・ 県において、入院病床のひっ迫を回避するため、宿泊療養施設への入所基準(年齢や症状など)を緩和。それでもなお、入院病床がひっ迫する場合には、より高い医療的ケアを可能とする機能強化を推進。
- ・ 羽島市の「HOTEL KOYO」には、酸素投与室も整備

(4) 自宅療養の支援体制(岐阜県)

- ・ 県、岐阜市、看護協会により「自宅療養者支援チーム」を設置し、自宅療養者の健康フォローアップ、食料・生活必需品の提供等の支援を実施
- ・ 岐阜市からは 9 名の職員を派遣
 - ◇ 健康フォローアップ班
看護師等による定期的な体調確認の実施
急変時にも対応できるよう 24 時間相談窓口を設置運用
 - ◇ 現地対策班
パルスオキシメーターや体温計の配布、連絡途絶者の安否確認
 - ◇ 食料支援班
自宅療養を行うために必要な食料品及び生活必需品を配布

(5) 災害に準じた医療体制の構築(岐阜県)

- ・ **岐阜メモリアルセンター武道館に臨時医療施設を設置**
- ・ 病院の対応能力を超える入院患者が発生し、通常は入院すべき患者が入院できない状況となった場合には、災害に準じた医療体制として、「岐阜県メディカルコントロール体制強化事業*」の枠組みを活用し、入院調整システムを構築・運用
*県の委託により行う事業で、岐阜大学医学部附属病院の医師 12 名をメディカルコントロール医師として選任し、搬送困難事例の入院調整を交代で実施

(6) 患者の搬送

- ・ 患者の搬送には、岐阜市が契約したタクシーによる搬送のほか、保健所の要請により消防本部の救急車を必要時に利用

(7) ワクチン接種

① コンセプト

- ・ いつでも、近くで、安心のワクチン接種

② 方針

- ・ 市民が安心し、ワクチンを無駄なく効率的に接種できるよう公共施設での集団接種と地域のかかりつけ医での個別接種を組み合わせたハイブリット方式で接種を進める。

③ 接種体制

- ・ 公共施設での接種
 - ◇ 南・北保健センター、市庁舎、小中学校体育館等で、主に土曜・日曜に実施
- ・ 医療機関での接種
 - ◇ 約 220 か所の医療機関で、主に診療日に実施
- ・ 大規模接種(岐阜県)
 - ◇ 岐阜産業会館で、主に土曜・日曜に実施

④ 接種順位

- ・ 次の順に接種を実施
 1. 医療従事者等
 2. 高齢者(高齢者施設等従事者は施設で高齢者と同時接種も可能)
 3. 基礎疾患を有する者、高齢者施設従事者、60 歳~64 歳の者
 4. それ以外の者
- ・ それ以外の者の接種については、県が示す接種の優先順位等を踏ま

え、人との接触が多い職種等（教職員や幼稚園教諭、保育士等）を優先対象として実施

- ・ 妊娠中に新型コロナウイルスに感染すると、特に妊娠後期は重症化しやすく、早産やリスクも高まるとされていることから、妊娠中の方及び配偶者・パートナーを優先対象として実施

⑤ ワクチン接種経過

- ・ 市内の 65 歳以上の高齢者（約 123,000 人）のうち接種を希望される方に対し、7 月末までに概ね接種は完了
- ・ 65 歳以上の高齢者のうち約 89%が 2 回目の接種完了
- ・ 市内の 12 歳以上の方（約 372,000 人）のうち接種を希望される方に対し、11 月 21 日までに概ね接種は完了
- ・ 接種対象者のうち、約 85%が 2 回目の接種完了
- ・ 11 月 21 日以降も、新しく接種対象年齢となる方や、やむを得ない事情で未接種となっている方を対象に、引き続き公共施設での接種を継続する。

⑥ 広報

- ・ 接種開始時期や接種可能施設の一覧を掲載した「新型コロナウイルスワクチン接種のご案内」を市内の全戸に配布
- ・ 市公式ホームページに接種開始時期や接種可能施設の一覧を掲載
- ・ SNS や防災行政無線、防災情報メール、地域情報誌等を活用し、広く市民へ周知

⑦ 追加接種（3 回目接種）

- ・ 感染拡大防止及び重症化予防の観点から 2 回目接種から 8 か月以上経過した 18 歳以上の方（約 284,000 人）を対象に追加接種を実施する。
- ・ 基本的には、これまでの運用（公共施設での集団接種と地域のかかりつけ医での個別接種を組み合わせたハイブリット方式）を継続して実施する。
- ・ 接種は、令和 3 年 12 月以降に順次実施する。
- ・ 接種券は、2 回目接種から 8 か月以上経過するタイミングで対象者に到達するように発送する。

5 社会経済活動の支援

(1) 市民生活の支援

○住居確保給付金

- ・ 離職や廃業により住居を失った又は失うおそれがある場合に支給される住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける方に支給

○子ども見守り宅食支援事業

- ・ 学校等の休業や外出自粛など子どもの見守り機会が減少することで児童虐待のリスクが高まる中、食材料や弁当を配達しながら子どもの見守りを行う NPO 法人等に対し、その経費を支援

○要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金

- ・ 経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒や就学予定者の保護者に対し、義務教育の円滑な実施のため学用品費等を援助

○高齢者世帯エアコン購入費等助成

- ・ コロナ禍により、外出自粛等で、自宅に閉じこもりがちな高齢者の健康保持を図るため、経済的事情で自宅にエアコンがない高齢者世帯に対し、購入費用等を助成

○子育て世帯生活支援特別給付金

- ・ 新型コロナウイルスによる影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給

◇ ひとり親世帯分

児童扶養手当を受給するひとり親世帯等の児童について、児童 1 人あたり 5 万円を支給。

新型コロナウイルスの影響により収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となった家計急変者等の要申請者の受付は、令和 3 年 5 月 10 日から令和 4 年 2 月 28 日まで継続中

◇ ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

ひとり親世帯以外の住民税非課税の子育て世帯の児童について、児童 1 人あたり 5 万円を支給。

要申請者の申請受付は、令和 4 年 2 月 28 日まで継続中

○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

- ・ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、社会福祉協議会が行う総合支援資金の再貸付が終了するなど特例貸付が利用できな

い世帯に対して、就労等による自立を図るための自立支援金を支給

○コロナ禍における女性と社会のつながりサポート事業

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化で、生活や仕事、子育て等に関する女性の困難や不安が深刻な状況となる中、そうした女性が社会との絆、つながりを回復できるよう、NPO 法人等の知見を活用し、女性の居場所の提供、個別支援等を実施

(2) 経済再生・就労支援

○ぎふし伴走支援型特別資金

- ・ 中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が継続的な伴走型での支援を実施することにより、中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的とした融資制度を令和 3 年 4 月 1 日から創設。併せて融資に要する原資も増額

○広告宣伝支援事業補助金

- ・ 売り上げが減少している中小企業等に対し、販売促進等のために実施する広告宣伝に対し、10 万円を上限に支援

○キャッシュレス決済を活用した地域経済活性化事業

- ・ 市内店舗等での消費を促進するため、非接触型 QR コード等によるキャッシュレス決済を利用した方に対し、利用額の一定割合をポイント還元する。

○外国人受入事業等サポート事業

- ・ 入国規制の緩和措置の対象となる外国人等を受け入れる事業者、教育機関などに対し、入国後の待機場所の確保を支援するため、宿泊施設の利用料金を割引く制度を創設

○オンライン旅行会社を活用した観光促進事業

- ・ オンライン旅行会社が運営する宿泊予約サイトにおいて、本市の魅力を特集した広告を掲出することにより、市内への宿泊を誘導し、落ち込んだ観光需要の喚起を図っており、引き続き行う(令和 4 年 3 月末まで)。

○宿泊割引助成による観光誘客促進事業

- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、市内宿泊施設を対象とした宿

泊割引キャンペーンを行い、観光需要の喚起を図っている(12月26日まで。)

○畜産業者等への助言指導

- ・ 畜産業等の従事者に対して、感染防止に係る指導助言を実施

○離職又は内定を取り消された方を対象とした職員採用試験の実施

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で離職又は内定を取り消された方を対象に、雇用創出として、求職活動をしやすい、パートタイムの会計年度任用職員の採用試験を随時実施

○求職者・雇用者支援オンラインセミナーの実施

- ・ 求職者を対象とした、スキルアップや就職活動に資する「求職者支援オンラインセミナー」や雇用者を対象とした、人材確保や人材定着に資する「雇用者支援オンラインセミナー」を実施

○WEB版の合同企業説明会(ぎふ仕事フェア)の開催

- ・ 市主催のWEBでの合同企業説明会を令和2年度に引き続き開催

○外国人派遣事業者感染予防対策事業費補助金

- ・ 外国人を雇用する労働者派遣事業者が、送迎用車両に新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を行う場合に、補助金を交付

6 ポストコロナ社会への対応

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

○電子図書館サービス事業

- ・ 利用者への図書サービスの充実と読書の推進を図るため、電子図書館サービスを引き続き提供

○私立保育所等 ICT 化支援

- ・ 私立保育所等が保育士の業務負担軽減のため、ICT システム等を導入するために要した費用の一部を支援

○路線バス利用環境整備

- ・ キャッシュレス化を推進するため、市内バス路線の全国交通系 IC カードの導入を見据えて、交通事業者が実施する自動運賃収受システムの導入に対し、国の補助と合わせて支援

(庁内事務関連・市民向け)

○キャッシュレス決済

- ・ 現金に触れずに済むキャッシュレス決済を市の窓口や観光・文化・スポーツ施設等に導入

○スマートフォン等を活用した市税等の納付

- ・ キャッシュレス化の普及促進と納付方法の多様化による利便性の向上のため、スマートフォン等を使ったクレジットカード及びスマホ決済の促進

○AI チャット総合案内サービス

- ・ 行政手続きに関する問い合わせに対し、職員に代わり AI がチャット形式で 24 時間自動応答するサービスを提供

○岐阜市オンライン申請総合窓口

- ・ 来庁せずに各種申請や届け出ができるオンライン申請の総合窓口を市ホームページに開設

(庁内事務関連・職員向け)

○テレワーク環境

- ・ 庁内ネットワークに接続できるパソコン(100台)による勤務

○Web 会議

- ・ 出先機関の職員、在宅勤務の職員、外部機関のメンバー等との会議が円滑に測れるよう、Web 会議の利用促進

(教育のデジタル化)

市立小学校、中学校

- ・ 岐阜市オンライン学習サービス「e ライブラリアドバンス」を活用し、1人1台タブレット端末からドリル学習に取り組み、学習内容の定着が図れるようにする。
- ・ 学校の授業や家庭での学習を通して、個別最適化された学び、協働的な学びの実現を図るため、全児童生徒及び教員分のタブレット端末を導入し、通常授業でも積極的に活用
- ・ 臨時休業の際も、タブレット端末を積極的に活用。カリキュラムを編成してオンライン学習支援を実施し、学びを保証する。

岐阜特別支援学校(小学部・中学部・高等部)

- ・ 学校の授業や家庭での学習を通して、個別最適化された学び、協働的な学びの実現を図るため、全児童生徒及び教員分のタブレット端末を導入し、通常授業でも積極的に活用
- ・ 臨時休業の際も、タブレット端末を積極的に活用。カリキュラムを編成してオンライン学習支援を実施し、学びを保証する。

市立幼稚園

- ・ 外部講師とオンラインでつながることで、園の教育活動を充実させる。

岐阜商業高等学校

- ・ 学校の授業や家庭での学習を通して、個別最適化された学び、協働的な学びの実現を図るため、全生徒及び教員分のタブレット端末を導入し、通常授業でも積極的に活用
- ・ 臨時休業の際も、タブレット端末を積極的に活用。オンライン学習支援を実施し、学びを保証する。

女子短期大学

- ・ 遠隔授業(オンライン講義)と対面授業の併用割合を概ね 2:3 の割合とする。

- ・ 遠隔授業（オンライン講義）における学修環境を整えるため、経済的理由で、パソコンを準備できず、機能制限のあるスマートフォンで受講する学生に対して、ノートパソコンを貸し出す。
- ・ 受講者の多い対面授業の3密を避けるため、学内に無線 LAN のアクセスポイントを整備し、複数講義室で受講を可能とするとともに、遠隔授業ソフトの機能を活用した対面授業を実施

薬科大学

- ・ 対面授業を基本としつつ、感染拡大状況によっては、速やかに遠隔授業（オンライン講義）に移行できる体制を整備
- ・ 遠隔授業（オンライン講義）に移行した際、学修環境の整わない学生に対しては、ノートパソコンの貸出しや学内での遠隔授業（オンライン講義）の受講を認めるなどして対応

市立看護専門学校

- ・ 感染拡大状況に合わせ、遠隔授業（オンライン授業）や半日講義とするなどの対応を行う。
- ・ 実習についても、状況によって、オンラインによる学内実習などで対応
- ・ 学生が、陽性者や濃厚接触者となった場合には、療養先もしくは待機先で、オンラインによる遠隔授業を受けられる体制や授業の様子を撮影した DVD の視聴ができる体制を整備し、単位修得に向けて支援
- ・ 遠隔授業に移行した際、学習環境の整わない学生に対しては、学内での遠隔授業（オンライン講義）の受講を認めるなどして対応

市立保育所

- ・ 地域子育て支援センターの保育士が考えた“子育て中の親子のおうち時間の過ごし方”を「YouTube」岐阜市公式チャンネルで配信

(2) 新しい生活様式への対応

○文化芸術活動支援補助金

- ・ 文化芸術活動の発表の場である公演等の中止・延期を余儀なくされた団体・個人を支援するとともに、市民の文化芸術鑑賞機会の増加を図るため、公演等の動画撮影・配信に対して補助を実施

○オンライン上の見本市等への出展補助

- ・ インターネット上で開催される見本市等に自社製品を出展する事業者に対して、出展費用を補助。中小企業の販路開拓を支援

○テレワークの推進事業

- ・ テレワークの導入は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のほか、働く人のワーク・ライフ・バランスの実現、多様な人材の社会参画、企業の生産性の向上など様々な課題を解決できることが期待されている。テレワークの推進のため、テレワークプランとして日中に客室を利用するプランを提供するホテル・旅館に対して補助を実施、市民はテレワークプランを利用することで、利用料金の割引を受けられるよう対応した。
- ・ 市の認定を受けたホテルが令和 2 年8月1日より実施し、プランを提供中
- ・ 岐阜市リモートオフィス (Neo work-Gifu) を活用し、市内中小企業のテレワークを推進

○オンラインパパママ学級

- ・ 妊婦とその配偶者に対し、オンラインにて妊娠、出産、育児に関する情報提供や保健指導を実施

7 令和3年度総合対策の事業体系

これまで、緊急対策（令和2年4月27日発表）、with コロナ総合対策（同年5月17日発表）に基づき、感染拡大フェーズに応じた各種対策事業を実施してきた。

国においても、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算をあわせた「15カ月予算」のもと、切れ目のない対策が講じられている。

こうした状況の下、岐阜市の令和2年度3月補正、3年度当初及び補正予算の対策事業の体系として、以下4つの柱を事業規模とともに示したものである。



（※事業規模総額：約196億円）

1. 感染拡大防止対策（事業規模：約7億円・予備費含む）

公共・民間施設や市実施事業等において、消毒液等の衛生対策物品配備（支援）や、3密を避けるための体制確保などにより、感染拡大防止対策に努める。

また、感染症拡大や物品の流通状況などに鑑み、必要に応じ予備費を活用するなど、迅速に対応する。

（1）市民・事業者への感染拡大防止対策

・私立保育園等感染症対策支援事業、店舗における感染状況通知システム運用 など

（2）市有施設・市事業における感染拡大防止対策

・学校、庁舎等市有施設衛生用品整備、特別支援学校スクールバス増便、市立保育所屋外遮光ネット取付対応工事、検診・イベント等におけるかかり増し経費 など

2. 医療・予防体制の充実強化（事業規模：約 40 億円）

国・県の対策とあわせ、ワクチン接種、行政検査、医療機関における検査手数料や入院費の公費負担など、医療提供体制や予防・検査体制の充実強化を図る。

・新型コロナウイルスワクチン接種、行政検査、地域外来・検査センター運営、
医療機関における検査手数料・入院費自己負担相当分の公費負担、妊婦
等を対象とした PCR 検査及び罹患後支援 など

3. 社会経済活動支援（事業規模：約 146 億円）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、所得や収益の減少等により、生活や事業活動に影響を受けている市民・事業者に対する支援を行う。

（1）市民生活の支援

・住居確保給付金支給、要保護準要保護児童生徒援助（所得認定基準の緩和）、子ども見守り宅食支援、子育て世帯生活支援特別給付金 など

（2）事業者の支援

・中小企業融資対策（貸付金、保証料補填、利子補給等）、キャッシュレス決済を活用した地域経済活性化、広告宣伝支援、宿泊割引助成 など

4. 「新たな日常」の構築等推進（事業規模：約 3 億円）

ポストコロナ社会における新たな日常への転換を図るため、デジタルトランスフォーメーションの推進や、対面を前提とするなどの既存生活様式からの変革を促す観点に立った事業実施を進める。

（1）デジタルトランスフォーメーションの推進

・庁内事務における働き方改革対応システム構築、RPA・AI-OCR 等デジタルツールの活用、行政手続のオンライン申請対応、市税・使用料等のキャッシュレス決済の導入 など

（2）新しい生活様式への対応

・働き方改革のための次期コミュニケーションツール整備、テレワーク推進助成、各種講座等の Web 開催、大学等の遠隔授業対応 など

上記に記載した事業のほか、感染症の状況に応じ、予備費の活用等も含め、迅速な対策を図るなど、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を最優先事項として取り組むものとする。

参考 | 令和2年度の緊急対策事業

(1) 「非常事態」総合対策(R2.5.6改定)における対策

新型コロナウイルス感染症 岐阜市緊急対策 (R2.4.27発表)

① 緊急支援フェーズ

1 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化

- (1) 検査体制の強化
 - ・PCR検査機器の整備支援
- (2) 感染拡大防止支援
 - ・医療機関への衛生用品配布等の支援(ふるさと納税等の活用)
 - ・福祉施設等における衛生用品の購入支援等
- (3) 病床の確保
 - ・入院病床確保のための空床補償
- (4) その他
 - ・小中学校等における非接触型体温計の配備
 - ・放課後児童クラブ
 - ・(小学校臨時休業等に伴う)開設時間延長対応
 - ・ICT教育推進(オンライン学習環境導入)

2 市民生活及び事業者への緊急支援

- (1) 市民生活への支援
 - ・特別定額給付金(4/27一部専決)
 - ・子育て世帯への支援
 - ・就学援助
 - ・住居確保給付金
 - ・傷病手当金の給付
- (2) 事業者への支援
 - ・実質無利子無担保融資制度の創設(4/27専決)
 - ・県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金
 - ・雇用調整支援金
- (3) その他
 - ・市税及び国民健康保険料等の猶予、減免

一般会計規模 45,732,324千円
特別会計規模 10,000千円

② 予備費執行による緊急対策

- ・テイクアウト応援サイトの開設
- ・薬科大学オンライン講義環境整備
- ・感染症検査機器、患者移送用資機材配備
- ・ワンストップ経営相談窓口の設置
- ・庁舎等相談窓口等の環境整備
(アクリルパーテーション、電話回線増設等)
- ・サテライトオフィス、テレワークに係る事務用品の購入等

約0.9億円

回復フェーズ

1 消費需要の喚起

- ・観光キャンペーンの実施(R2.3補正 4,000万円)

現在 検討中

(2) “with コロナ”総合対策(R2.5.17~)

新型コロナウイルス感染症 岐阜市総合対策

“緊急対策”(R2.4.27発表)

1 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化

- (1) 検査体制の強化
 - ・PCR検査機器の整備支援
- (2) 感染拡大防止支援
 - ・医療機関への衛生用品配布等の支援(ふるさと納税等の活用)
 - ・福祉施設等における衛生用品の購入支援等
- (3) 病床の確保
 - ・入院病床確保のための空床補償
- (4) その他
 - ・小中学校等における非接触型体温計の配備
 - ・放課後児童クラブの時間延長
 - ・薬科大学、女子短期大学オンライン講義環境整備
 - ・庁舎等相談窓口等の環境整備
 - ・テレワーク等の実施
 - ・情報発信のための広報の拡大

予算総額	約458億円
内 5月補正	約432億円
4月専決	約25億円
予備費執行	約1億円

“with コロナ”総合対策(R2.5.17~)

1 社会経済活動と感染拡大防止対策

- (1) 市民・事業者への感染拡大防止対策支援
 - ・事業者への感染拡大防止対策促進支援金
 - ・私立保育園、子育て支援施設等への感染拡大防止対策助成
 - ・介護サービス事業所等への事業継続支援、施設整備支援
 - ・路線バスの交通系ICカード導入への支援
 - ・経産省の感染予防支援(予備費)
 - ・感染状況通知サービスの運用(予備費)
- (2) 市民・事業者への新しい生活様式の定着
 - ・リーフレットの作成・配布
 - ・テレビ、ラジオを活用した周知
 - ・テレワーク等への支援
- (3) 市有施設の感染拡大防止対策
 - ・保育所、児童施設、図書館、公民館、観光文化施設における整備等
 - ・海陽所におけるテント等の配備(予備費)
 - ・市立中学校における衛生用品の購入、業務支援員等の配置、ICT教育の推進
 - ・特別支援学校スクールバスの拡大
 - ・救急車両内除染装置整備(予備費)
- (4) その他
 - ・給食調理業務の環境整備等
 - ・ひとり暮らし高齢者等相談体制の強化
 - ・市税等クレジット収納の導入

3 回復に向けての支援

- (1) 学びの応援
 - ・子どもの学び、市立大学生の学習応援事業
 - ・市立小中学校に学習指導員を配置
- (2) 緊急支援
 - 市民生活への緊急支援
 - ・特別定額給付金、臨時特別給付金
 - ・結婚新生活への支援
 - ・住居確保給付金
 - 事業者等への支援
 - ・雇用調整助成金申請手数料の支援
 - ・雇用就労の促進
 - ・市融資制度(貸付制度の増設、保証料補填等)
 - ・障害児通所支援事業等への支援
 - ・認定こども園等の保育料減免における支援
 - ・就労継続支援事業への支援
 - ・学校給食会への支援
 - ・指定管理者(利用料金減額)の休館等に伴う支援
 - ・バス事業者への支援(ゴミバス、路線バス)
 - 観光施設等のWi-Fi環境整備
 - 観光キャンペーンの実施(市民キャンペーン、県内誘客)
 - キャッシュレス決済を活用した地域経済活性化
 - イベント等支援
 - 広告宣伝事業支援
 - 農業6次産業化支援

2 医療提供体制の充実・強化

- (1) 検査体制の強化等
 - ・地域外発・検査センターの設置(専決)
 - ・PCR検査手数料自己負担分の支援
 - ・医療従事者への医療物資の提供
- (2) 市民病院の医療提供体制の強化
 - ・院内感染防止対策、高度医療機器整備
 - ・医療従事者への慰労金の支給

予算総額	約250億円
内 11月補正	約3億円
9月補正	約209億円
7月専決	約11億円
6月補正	約21億円
5月専決	約11億円
予備費執行	約3億円

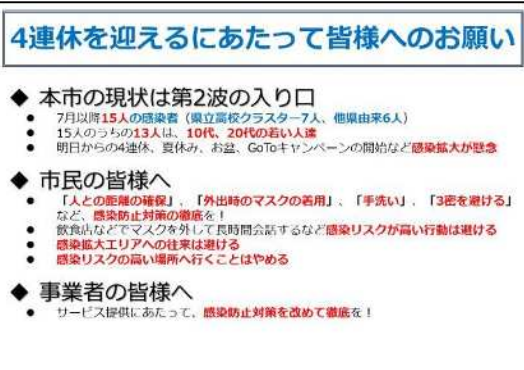
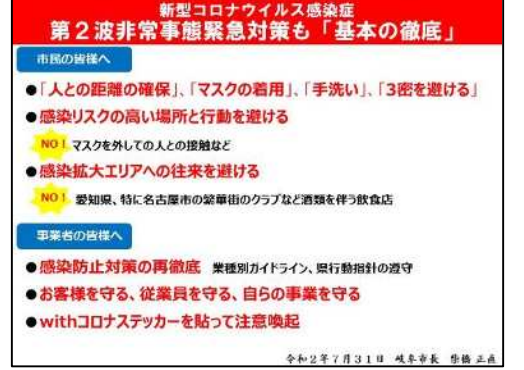
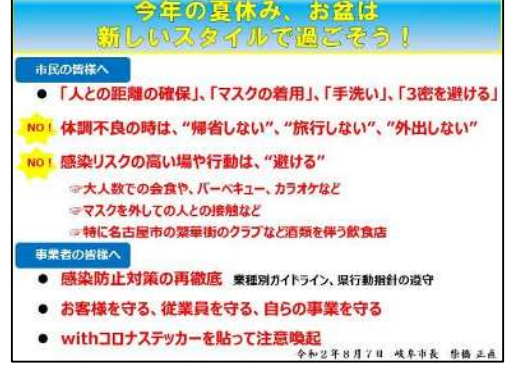
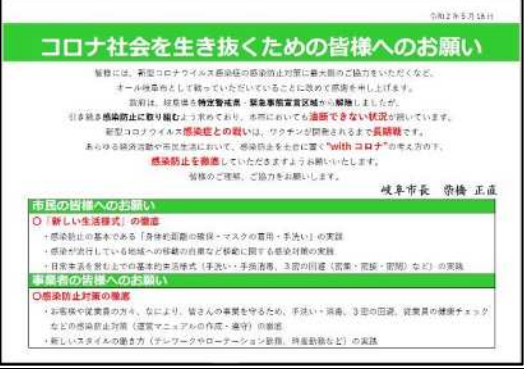
参考 2 岐阜市における主な対応状況

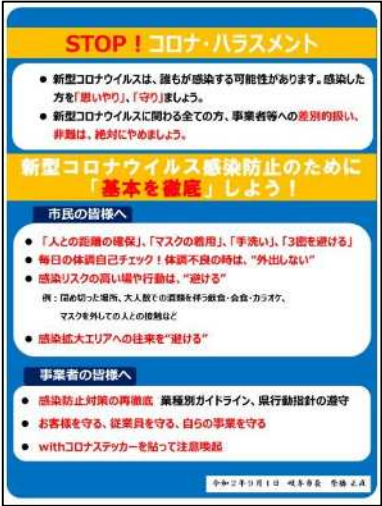
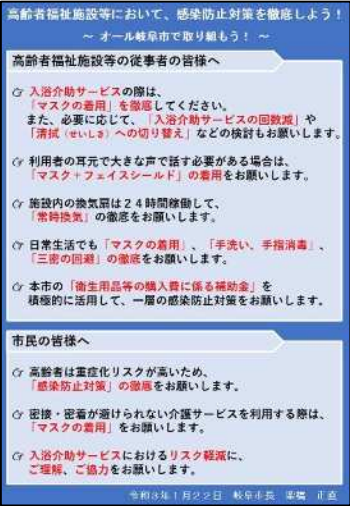
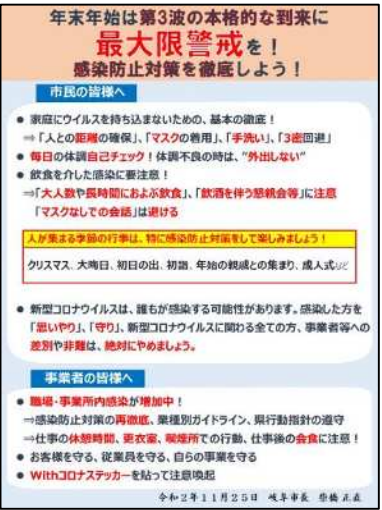
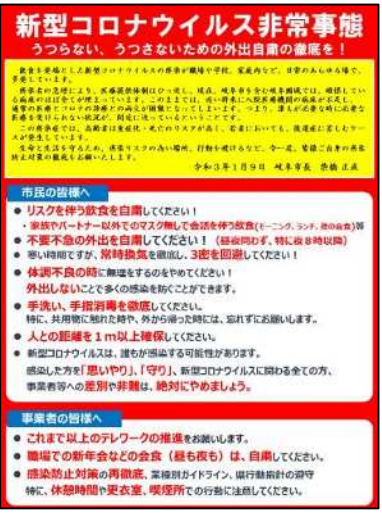
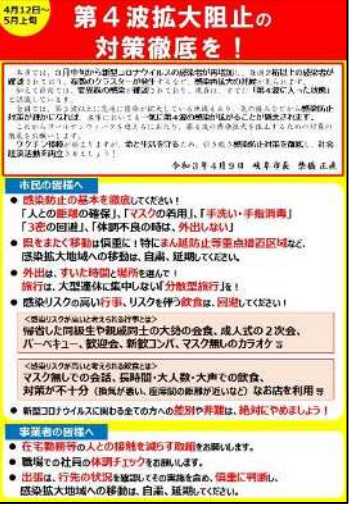
令和 2 年	
1 月 27 日	保健所地域保健課に相談窓口を設置
28 日	第1回「新型コロナウイルス肺炎警戒本部会議」開催
2 月 3 日	中・南・北市民健康センターに相談窓口を設置 岐阜市衛生試験所において新型コロナウイルスの検査開始
13 日	第1回「新型コロナウイルス肺炎警戒本部幹事会」開催
26 日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催(2月21日設置) 県内で初の陽性患者が発生
27 日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催(イベント等の開催方針)
28 日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催(幼稚園、市立学校等の対応) 保健所地域保健課の相談受付時間を変更(土日祝日も実施)
29 日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催(市有施設の休館・一部停止)
3 月 12 日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催
17 日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催(感染症対策アクションプラン) 岐阜市で1例目の感染者
18 日	第7回「岐阜市対策本部会議」開催
23 日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催
24 日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催
31 日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催
4 月 2 日	第11回「岐阜市対策本部会議」開催
3 日	第12回「岐阜市対策本部会議」開催 第3回「岐阜県対策協議会」、第3回「岐阜県対策本部」 県による[ストップ 新型コロナ 2週間作戦]の発信
6 日	第13回「岐阜市対策本部会議」開催 (推進体制[感染症対策チームの設置])
7 日	政府が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発出 (5月6日まで:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県)
8 日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催(特別措置法に基づく本部会議の開催)
10 日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催(岐阜市[非常事態]総合対策) 岐阜県、岐阜市が「非常事態宣言」発令 ※別添1
11 日	市内感染者が50例目を超える
13 日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催 「岐阜県・岐阜市クラスター対策合同本部」設置
14 日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催
16 日	政府が特措法に基づく緊急事態宣言の対象区域に岐阜県を指定(特定警戒都道府県)
17 日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「政府の緊急事態宣言を受けて」を発出※別添2
20 日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催
23 日	感染症軽症者の宿泊療養施設利用開始(HOTEL KOYO)
24 日	第7回「岐阜市対策本部会議」開催(岐阜市[非常事態]総合対策の見直し)
27 日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催(新型コロナウイルス感染症緊急対策) 市長メッセージ発出(市民の皆様へ、こどもたちのみなさんへ)
28 日	市長メッセージ発出(大型連休に向けて)
5 月 1 日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜市新型コロナウイルス医療従事者サポート寄附金の受付開始
4 日	政府が5月31日までの緊急事態宣言の延長を決定
6 日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「政府の緊急事態宣言の延長を受けて」を発出 ※別添3
14 日	政府が緊急事態宣言の対象区域を全都道府県から8都道府県に変更、岐阜

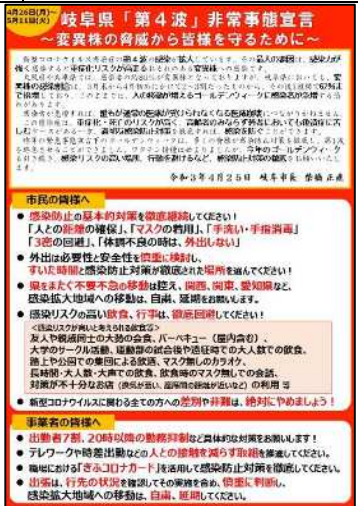
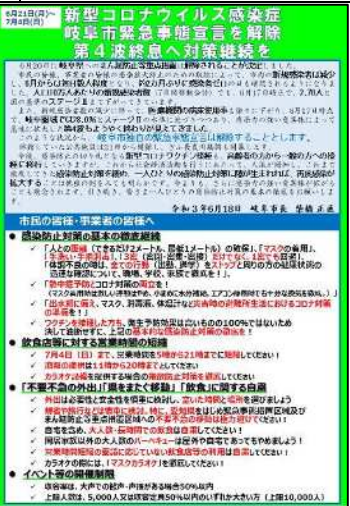
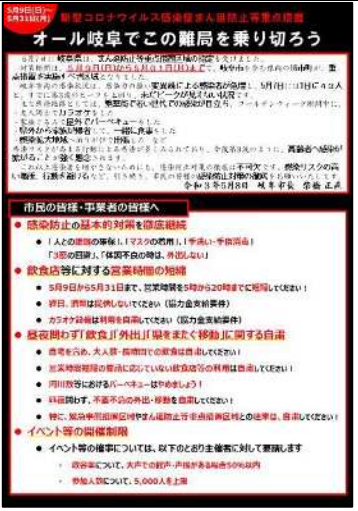
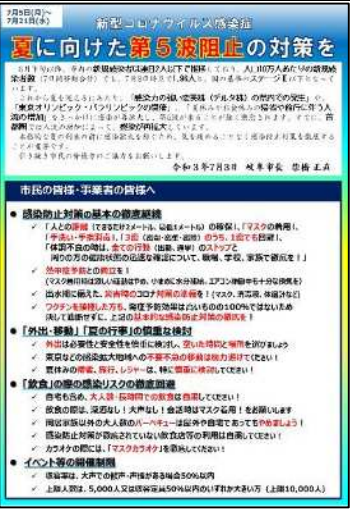
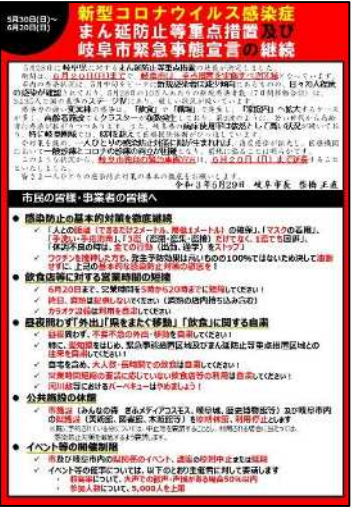
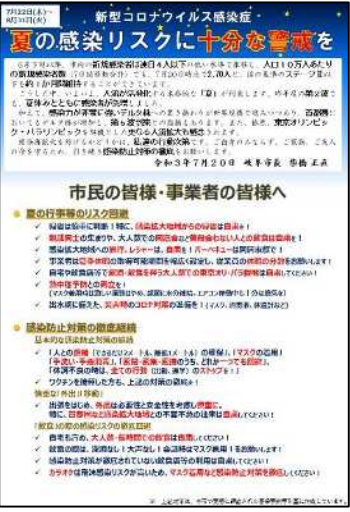
	県は対象区域から外れる
16 日	第 11 回「岐阜市対策本部会議」開催（新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策の決定） 新型コロナウイルス感染症非常事態宣言を解除 市長メッセージ「コロナ社会を生き抜くための皆様へのお願い」を発出※別添 4
25 日	政府が緊急事態解除宣言（全国）
26 日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催（特措法に基づく対策本部から、任意設置の対策本部に変更）
6 月 5 日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催（経済対策チームの設置、新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策（第2版））
15 日	「岐阜市地域外来・検査センター」を開設
22 日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催 「岐阜市 with コロナあんしん追跡サービス」を開始
7 月 22 日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「4 連休を迎えるにあたって皆様へのお願い」を発出※別添5
27 日	市内感染者が 100 例目を超える
31 日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜県が第2波の非常事態を発出 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 第2波非常事態緊急対策も「基本の徹底」」を発出 ※別添6
8 月 3 日	「感染症対策課」を設置
6 日	市内感染者が 150 例目を超える
7 日	第6回「岐阜市対策本部会議」 市長メッセージ「今年の夏休み、お盆は新しいスタイルで過ごそう!」を発出 ※別添7
9 月 1 日	岐阜県が第2波の非常事態を解除 岐阜県知事、県下全ての市町村長より「ストップ『コロナ・ハラスメント』宣言」 第7回「岐阜市対策本部会議」開催（新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策（第3版）） 市長メッセージ「STOP! コロナ・ハラスメント」、「新型コロナウイルス感染防止のために『基本を徹底』しよう」を発出※別添8
23 日	市内感染者が 200 例目を超える
10 月 14 日	新たな診療・検査体制の開始 「帰国者・接触者相談センター」から「受診・相談センター」に変更
11 月 2 日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催
16 日	受診・相談センター（休日・夜間電話相談窓口）を開設
25 日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催（新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策（第4版）） 市長メッセージ「年末年始は第3波の本格的な到来に最大限警戒を! 感染防止対策を徹底しよう!」を発出 ※別添9
12 月 14 日	岐阜県が第 3 波「年末年始」集中緊急対策を発令
15 日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催
22 日	市内感染者が 500 例目を超える
25 日	岐阜県が新型コロナ「医療危機事態宣言」発令
31 日	岐阜県が「在宅年末年始の徹底」を発令
令和 3 年	
1 月 7 日	政府が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発出 （期間：1 月 8 日～2 月 7 日まで 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）
9 日	第 1 回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜県が県独自の非常事態宣言を発令 市長メッセージ「新型コロナウイルス非常事態 うつらない、うつさないための外出自粛の徹底を!」を発出 ※別添10
13 日	政府が特措法に基づく緊急事態宣言の対象区域に岐阜県を指定 （期間：1 月 14 日～2 月 7 日）
14 日	岐阜県が緊急事態対策を発令 第 2 回「岐阜市対策本部会議」開催

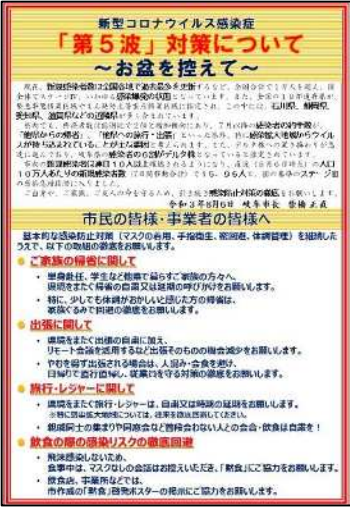
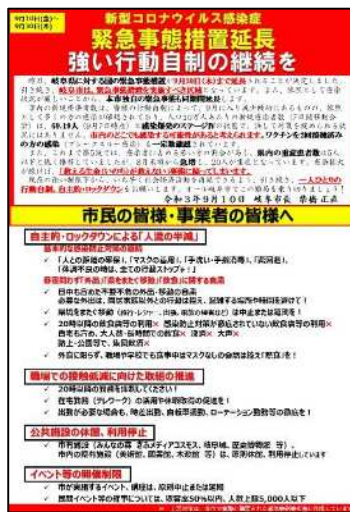
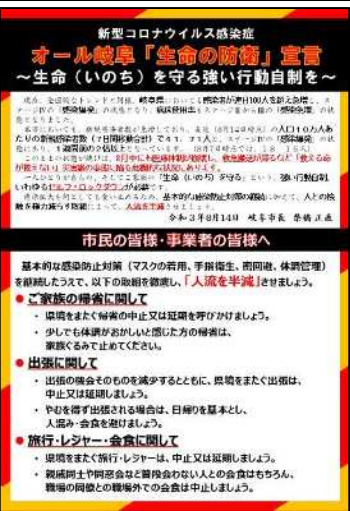
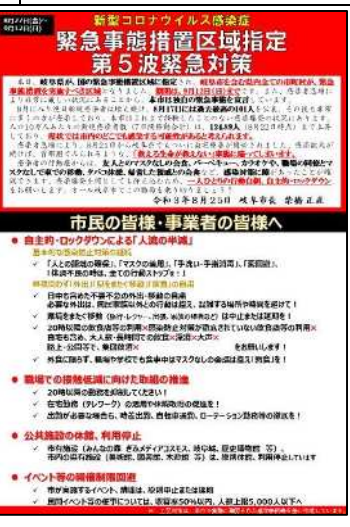
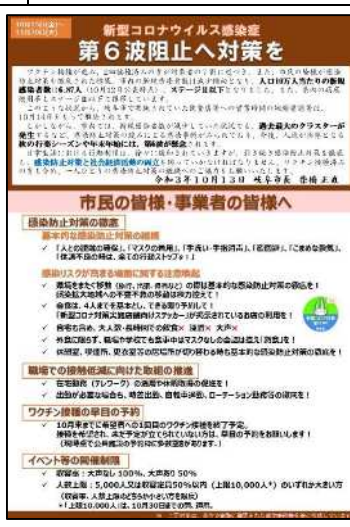
16日	市内感染者が1,000例目を超える
22日	岐阜県知事・岐阜市長合同記者会見 ※別添11
2月2日	政府が3月7日までの緊急事態宣言延長を決定
4日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催
26日	政府が3月1日以降の、緊急事態宣言の対象区域を1都3県に変更。岐阜県は対象区域から外れる
27日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催
3月2日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催（新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策（第5版））
5日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「感染の再拡大を防ぐため with コロナの対策徹底を！」を发出 ※別添12
21日	政府が緊急事態解除宣言（全国）
23日	第1回「岐阜市対策本部会議」
4月1日	政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置を发出 （期間：4月5日～5月5日まで 宮崎県、大阪府、兵庫県）
9日	第2回「岐阜市対策本部会議」（新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策（第6版）） 市長メッセージ「第4波拡大阻止の対策徹底を！」※別添13 政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置に京都府、沖縄県、東京都を追加
16日	政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置に埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を追加
23日	第3回「岐阜市対策本部会議」 政府が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を发出 （期間：4月25日～5月11日まで 東京都、京都府、大阪府、兵庫県） 政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更 （期間：4月5日～5月5日まで 宮崎県） （期間：4月12日～5月5日まで 沖縄県） （期間：4月20日～5月11日まで 埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県） （期間：4月25日～5月11日まで 愛媛県）
25日	第1回「岐阜市対策本部会議」 市長メッセージ「岐阜県『第4波非常事態宣言』～変異株の脅威から皆様を守るために～」※別添14
28日	市内感染者が1,500例目を超える
5月7日	政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置の実施区域に岐阜県を指定（期間：5月9日～5月31日）
8日	第2回「岐阜市対策本部会議」 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症蔓延防止等重点措置 オール岐阜でこの難局を乗り切ろう」※別添15
15日	第3回「岐阜市対策本部会議」
17日	市内感染者が2,000例目を超える
20日	第4回「岐阜市対策本部会議」
23日	第5回「岐阜市対策本部会議」 岐阜市独自の緊急事態宣言を发出（期間：5月24日～5月31日）
28日	政府が6月20日までの緊急事態宣言の延長を決定 （対象都道府県：北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県） 政府が6月20日までの特措法に基づくまん延防止等重点措置の延長を決定 （対象県：埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県）
29日	第6回「岐阜市対策本部会議」 岐阜市独自の緊急事態宣言の延長（期間：5月24日～6月20日） 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 まん延防止等重点措置及び岐阜市緊急事態宣言の継続」※別添16
6月1日	「新型コロナウイルス感染対策 知事・市長 共同メッセージ」发出
9日	第7回「岐阜市対策本部会議」（新型コロナウイルスのある生活のための岐阜

	市総合対策(第7版)(案))
17日	政府が21日以降のまん延防止等重点措置の実施区域を変更。岐阜県は対象区域から外れる。
18日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜市緊急事態宣言の解除 6月21日～ 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 岐阜市緊急事態宣言を解除 第4波終息へ対策継続を」※別添17
22日	「新型コロナウイルス感染症 知事・市長 共同メッセージ」発出
7月3日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 夏に向けた第5波阻止の対策を」※別添18
20日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 夏の感染リスクに十分な警戒を」※別添19
8月1日	保健所に新型コロナウイルスワクチン接種対策課を新たに設置
6日	第11回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 『第5波』対策について～お盆を控えて～」※別添20 黙職啓発ポスターの発出
14日	第12回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 オール岐阜市『生命の防衛』宣言～生命(いのち)を守る強い行動自制を～」※別添21
17日	政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置の実施区域に岐阜県を指定(期間:8月20日～9月12日) 第13回「岐阜市対策本部会議」開催 「岐阜市緊急事態宣言」発出(期間:8月20日～9月12日) 岐阜市の1日あたり陽性公表者数が101人と初めて3桁を記録 市内感染者が3,000例を超える
20日	第14回「岐阜市対策本部会議」開催 県において「自宅療養者支援チーム」の発足(市職員9名出向)
21日	岐阜県による自宅療養開始
25日	政府が特措法に基づく緊急事態措置区域に岐阜県を指定 (期間:8月27日～9月12日) 第15回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 緊急事態措置区域指定 第5波緊急対策」※別添22
9月1日	第16回「岐阜市対策本部会議」(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第8版)(案))
9日	政府が特措法に基づく緊急事態措置を延長(期間:～9月30日)
10日	第17回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 緊急事態措置延長 強い行動自制の継続を」※別添23
28日	政府が緊急事態解除宣言を実施(全国)(10月1日適用)
29日	第18回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 第5波終息へ対策の継続を」※別添24
10月13日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 第6波阻止へ対策を」※別添25

別添1	令和2年4月10日	別添5	令和2年7月22日
			
別添2	令和2年4月17日	別添6	令和2年7月31日
			
別添3	令和2年5月6日	別添7	令和2年8月7日
			
別添4	令和2年5月16日		
			

別添8	令和2年9月1日	別添11	令和3年1月22日
			
別添9	令和2年11月25日	別添12	令和3年3月5日
			
別添10	令和3年1月9日	別添13	令和3年4月9日
			

別添14	令和3年4月25日	別添17	令和3年6月18日
	 岐阜県「第4波」非常事態宣言 一変異株の脅威から皆様を守るために～ 市民の皆様へ ● 感染防止の基本的対策を徹底継続してください！ 「人との距離（2メートル以上）、マスクの着用（手洗い・手指消毒）」「3密の回避」「体調不良の際は、外出しない」 ● 外出は必要性和安全性を慎重に検討し、正しい時間と感染防止対策が徹底された場所を選んでください！ ● 県をまたぐ不要不急の移動は控え、自前、近所をお勧めします。 ● 感染リスクの高い飲食、行事は、徹底回避してください！ 「飲食のリスクを減らすために、友人や親戚などの大勢の会食、バーベキュー（屋内含む）、大学のサークル活動、運動部の試合や遠征時の大人数での飲食、路上や公園での集まりによる飲食、マスク無しのカラオケ、長時間・大人数・大音量での音楽鑑賞、飲食店のマスク無しでの会食、対策が不十分な店舗（密閉空間、換気設備が不十分など）の利用を避ける」 ● 新型コロナウイルスに罹る方への差別や非難は、絶対にやめましょう！ 事業者の皆様へ ● 出勤者7割、20時間以内の勤務制など具体的な対策をお願いします！ ● テレワークや時差出勤など人との接触を減らす対策をお願いします！ ● 職場における「きずり」カード（減速用）感染防止対策を徹底してください！ ● 営業は、先行の状況を鑑み、その業種を念み、慎重に判断し、感染拡大地域への移動は、自前、近所を勧めます。		 新型コロナウイルス感染症 岐阜市緊急事態宣言を解除 第4波終息へ対策継続を 市民の皆様・事業者の皆様へ ● 感染防止対策の基本的な徹底継続 「人との距離（2メートル以上）、マスクの着用（手洗い・手指消毒）」「3密（密閉・密集・密着）の回避」「必要不急の外出は、全てマスクの着用（手洗い・手指消毒）」「3密（密閉・密集・密着）の回避」 ● 飲食店等に対する営業時間の短縮 「6月20日まで、営業時間を5時から20時まで短縮してください！」「営業時間の短縮は、6月20日まで短縮してください！」「営業時間の短縮は、6月20日まで短縮してください！」 ● 外出・移動の制限 「外出は必要性和安全性を慎重に検討し、正しい時間と感染防止対策を徹底してください！」「外出は必要性和安全性を慎重に検討し、正しい時間と感染防止対策を徹底してください！」「外出は必要性和安全性を慎重に検討し、正しい時間と感染防止対策を徹底してください！」
別添15	令和3年5月8日	別添18	令和3年7月3日
 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置 岐阜市緊急事態宣言の継続 市民の皆様・事業者の皆様へ ● 感染防止の基本的対策を徹底継続 「人との距離（2メートル以上）、マスクの着用（手洗い・手指消毒）」「3密（密閉・密集・密着）の回避」「必要不急の外出は、全てマスクの着用（手洗い・手指消毒）」「3密（密閉・密集・密着）の回避」 ● 飲食店等に対する営業時間の短縮 「6月20日まで、営業時間を5時から20時まで短縮してください！」「営業時間の短縮は、6月20日まで短縮してください！」「営業時間の短縮は、6月20日まで短縮してください！」 ● 外出・移動の制限 「外出は必要性和安全性を慎重に検討し、正しい時間と感染防止対策を徹底してください！」「外出は必要性和安全性を慎重に検討し、正しい時間と感染防止対策を徹底してください！」「外出は必要性和安全性を慎重に検討し、正しい時間と感染防止対策を徹底してください！」			 新型コロナウイルス感染症 夏に向けた第5波阻止の対策を 市民の皆様・事業者の皆様へ ● 感染防止対策の基本的な徹底継続 「人との距離（2メートル以上）、マスクの着用（手洗い・手指消毒）」「3密（密閉・密集・密着）の回避」「必要不急の外出は、全てマスクの着用（手洗い・手指消毒）」「3密（密閉・密集・密着）の回避」 ● 飲食店等に対する営業時間の短縮 「6月20日まで、営業時間を5時から20時まで短縮してください！」「営業時間の短縮は、6月20日まで短縮してください！」「営業時間の短縮は、6月20日まで短縮してください！」 ● 外出・移動の制限 「外出は必要性和安全性を慎重に検討し、正しい時間と感染防止対策を徹底してください！」「外出は必要性和安全性を慎重に検討し、正しい時間と感染防止対策を徹底してください！」「外出は必要性和安全性を慎重に検討し、正しい時間と感染防止対策を徹底してください！」
別添16	令和3年5月29日	別添19	令和3年7月20日
 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置 岐阜市緊急事態宣言の継続 市民の皆様・事業者の皆様へ ● 感染防止の基本的対策を徹底継続 「人との距離（2メートル以上）、マスクの着用（手洗い・手指消毒）」「3密（密閉・密集・密着）の回避」「必要不急の外出は、全てマスクの着用（手洗い・手指消毒）」「3密（密閉・密集・密着）の回避」 ● 飲食店等に対する営業時間の短縮 「6月20日まで、営業時間を5時から20時まで短縮してください！」「営業時間の短縮は、6月20日まで短縮してください！」「営業時間の短縮は、6月20日まで短縮してください！」 ● 外出・移動の制限 「外出は必要性和安全性を慎重に検討し、正しい時間と感染防止対策を徹底してください！」「外出は必要性和安全性を慎重に検討し、正しい時間と感染防止対策を徹底してください！」「外出は必要性和安全性を慎重に検討し、正しい時間と感染防止対策を徹底してください！」			 新型コロナウイルス感染症 夏の感染リスクに十分な警戒を 市民の皆様・事業者の皆様へ ● 感染防止対策の基本的な徹底継続 「人との距離（2メートル以上）、マスクの着用（手洗い・手指消毒）」「3密（密閉・密集・密着）の回避」「必要不急の外出は、全てマスクの着用（手洗い・手指消毒）」「3密（密閉・密集・密着）の回避」 ● 飲食店等に対する営業時間の短縮 「6月20日まで、営業時間を5時から20時まで短縮してください！」「営業時間の短縮は、6月20日まで短縮してください！」「営業時間の短縮は、6月20日まで短縮してください！」 ● 外出・移動の制限 「外出は必要性和安全性を慎重に検討し、正しい時間と感染防止対策を徹底してください！」「外出は必要性和安全性を慎重に検討し、正しい時間と感染防止対策を徹底してください！」「外出は必要性和安全性を慎重に検討し、正しい時間と感染防止対策を徹底してください！」

別添 20	令和 3 年 8 月 6 日	別添 23	令和 3 年 9 月 10 日
			
別添 21	令和 3 年 8 月 14 日	別添 24	令和 3 年 9 月 29 日
			
別添 22	令和 3 年 8 月 25 日	別添 25	令和 3 年 10 月 13 日
			

コロナ社会を生き抜く行動指針

令和3年11月29日 変更

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 県民の皆さまへ

県民の皆さまに習慣として身に着けていただきたい基本的な感染防止対策を以下にお示しします。あらゆる機会において、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、対策を実践していただきますようお願いいたします。

(1) 基本的な感染防止対策

① 3密（密閉空間・密集場所・密接場面）のうち一つでも回避

○ 職場や外出先でのイスや行列等では人との間隔を取りましょう。

（できるだけ2 m。最低1 m）

○ 在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。

○ できる限り予約を取って外出しましょう。

○ 3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（注）は特に感染リスクが高いですが、そのうちの1つの密でも注意し、業種別ガイドラインを遵守している施設等を利用してください。

（注）感染リスクが高まる以下の「5つの場面」に最大限の注意をお願いします。

ア 飲酒を伴う懇親会等

イ 大人数や長時間におよぶ飲食

ウ マスクなしでの会話

エ 狭い空間での共同生活

オ 居場所の切り替わり

② マスクの着用

○ 病気や障がい等により困難な場合を除き、仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを隙間なくフィットさせて着用しましょう。（不織布マスク推奨。フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可）

特に飲食店やカラオケ店においても、マスクの着用等により、飛沫対策は万全にしましょう。

③ 手指衛生

○ 丁寧かつ頻繁な手指消毒（手洗い・消毒）を徹底しましょう。（「アルコール手指消毒薬の使用」と「流水とせっけんでの手洗い」は同様の手指消毒効果があるため、どちらの徹底でも構いません。）

○ 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手を洗いましょう。

④ 体調不良のときは行動ストップ

- 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、出勤・通学を含む全ての行動をストップし、医療機関を受診しましょう。
- 同居家族が陽性の場合、濃厚接触者としてPCR検査の対象となり、その場合自身のPCR検査の結果が陰性であっても14日間の自宅待機・健康観察になります。（保健所の指示に従って対応してください。）

⑤ こまめな換気

- 個室など密閉した部屋は、こまめに換気をしましょう。
- エアコンと独立した換気扇の常時稼働が原則です。

その設置がない場合は常に複数の窓や扉を開放しての通気のよい換気や扇風機やサーキュレーターの外部に向けた使用等を行いましょう。

（換気の目安） エアコンと独立した換気扇の設置がない場合は、1時間に最低2回、1回につき5分以上、以下の対応を。空気清浄機能がある装置を併用することも有効。

- ・ 複数の窓や扉を開放しての通気のよい換気
- ・ 扇風機やサーキュレーターの外部に向けた使用等

（２）外出・移動

- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動の際は「三つの密」の回避を含め、特に（１）の基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えてください。
- 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は極力控えてください。（この場合において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けた者は、その対象としないことを基本とします。）
- 「業種別ガイドライン」等を遵守している施設等を利用しましょう。

（３）ワクチンを接種された皆さまへ

- ワクチン接種後でも新型コロナウイルスに感染する場合があります。
- ワクチンを接種してから免疫がつくまでに14日程度かかり、免疫がついても発症予防効果は95%程度と高いものの、決して100%ではありません。また、時間の経過に伴い減少する可能性を示唆する報告もあります。
- ワクチンを接種した後も決して油断せず、（１）の基本的な感染防止対策の徹底の継続をお願いします。

2 事業者の皆さまへ

(1) 職場にて取り組んでいただきたい感染防止対策

- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取り組みをお願いします。
- 職場はもとより、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）における感染防止対策（換気、マスク着用など）を徹底してください。
- 二酸化炭素濃度測定器により、室内の二酸化炭素濃度が 1,000ppm を超えていないか、換気の状態を確認することも有効です。
- 職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を参考に感染防止対策を徹底してください。

(参考) 業種別ガイドライン

- 内閣官房の「新型コロナウイルス感染症対策」ホームページでは、感染予防のための様々な情報が集約されています。その一つに、業界団体が作成した、コロナ禍で感染拡大防止と事業活動を両立させるための「業種別ガイドライン」があります。（約200業種対応）
- 各事業者団体及び各事業者におかれましては、「業種別ガイドライン」を参考として、具体的な「対策ガイドライン」や「運営マニュアル」を作成し、感染防止対策を徹底していただきますよう、お願いします。

内閣官房ホームページ：<https://corona.go.jp/>

（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策トップページ→業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧）

(2) ぎふコロナガード

- 各事業所や店舗において、感染症防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」（＝「ぎふコロナガード」）を選任してください。
- 上記対策実施責任者は、各業界が定める業種別ガイドラインを参考として、具体的な「チェックシート」を整備し、日々の感染対策を確認してください。
（対策例）・従業員の健康チェック
・従業員のマスク着用、手指衛生状況のチェック
・職場における換気 等
- 「ぎふコロナガード」の詳細については、以下のホームページを参照の上、適切な対応をお願いします。

県ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/111110.html>

（県トップページ→新型コロナウイルス感染症に関する情報→お知らせ「事業者の皆さまへ」
→職場等における感染防止対策担当者の選任・設置について）

3 イベント等について

- 県、市町村及び民間の催事施設においても、業種別ガイドラインに則した感染防止策に留意してください。

また、イベントの開催時にはイベントの規模や内容によって、各種対応が必要です。イベント主催者は別添資料1、別添資料2及び以下の県ホームページを参照の上、適切な対応をお願いします。

県ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/161193.html>

県トップページ→新型コロナウイルス感染症に関する情報→お知らせ「事業者の皆さまへ」
→イベント開催等における感染防止安全計画等について

- イベントの規模要件（人数・収容率等）は以下の県ホームページ「新型コロナウイルス感染症に対する岐阜県の対応について」の「3. イベント等の開催制限」のとおりとします。詳細は、以下のホームページを参照の上、適切な対応をお願いします。

県ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/26717.html>

県トップページ→新型コロナウイルス感染症に関する情報→県の対応状況「県の対策」
→新型コロナウイルス感染症に対する岐阜県の対応について

4 新型コロナ対策実施店舗向けステッカー制度

県では、本指針や業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を実施している全ての事業者の皆さまに「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を配布しており、このうち飲食店については、実際に取組状況を確認することで「第三者認証店舗」に認定しています。

各事業者の皆さまは、感染防止対策を徹底のうえステッカーを取得いただきますようお願いいたします。

(1) 対象事業者

- 感染防止対策を実施している飲食業、小売業、サービス業などすべての事業者が対象です。(風営法第2条第6項第1号、第2号、第7項第1号のいずれかに該当する事業者を除きます。)

(2) 申請方法

- 申込書と宣言書を事業所・店舗が所在する市町村窓口へ提出してください。

(3) ステッカー配布

- 県または市町村から郵送等により配布します。

(4) 実地調査（飲食店のみ）

- 調査員が店舗を実地調査し、感染防止対策の取組状況を確認します。
- 対策が不十分な場合はステッカーの不交付あるいは取消しを行います。

県ホームページ : <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/27741.html>

県トップページ→新型コロナウイルス感染症に関する情報→お知らせ「事業者の皆さまへ」
→新型コロナ対策実施店舗向けステッカー制度について



参考：感染体験談

このような感染体験談や日々の感染状況等を岐阜県の公式 Twitter（岐阜県公式・コロナ NEWS 【@gifucovidnews】）でも随時発信していますので、是非ご覧ください。

感染者（50 代女性）

■ご家族全員が陽性となったとのことですが

- ・ 5 月初旬、同居の息子（20 代）から私の職場に「高熱が出た」、という連絡が入ったことから始まりしました。検査の結果、息子は陽性、続いて私と夫も検査した結果、夫も陽性。私は陰性でした。
- ・ まず息子が、その翌日に夫が宿泊療養施設に入所しました。2 人を送り出し、ほっとしたところその 2 日後の朝、私も 39 度の発熱があり、検査の結果陽性と判定されました。
まず宿泊療養施設に入所しましたが、酸素濃度が低かったことから数時間後に入院となりました。私は持病があり、発熱の辛さよりも症状が重症化するかどうかの不安の方が大きかったです。結果的に重症化せず、8 日間の入院で済みました。

■退院後の体調が悪かったとお聞きしました

- ・ 職場に復帰しても、気持ちとは裏腹に全身がだるくて、とても働けず、1 週間は午後休んでいました。以前にも入院経験がありましたが、入院による体力の低下という程度ではなく、だるさは 1 か月ほど続き、つらかったです。このことだけでも新型コロナを甘く見ない方がいいと感じました。

■自分の経験からお伝えしたいことは？

- ・ 上司から「患者を各部屋から動かさない、食器や箸、コップは使い捨てのものを、水はペットボトルで各部屋に配置、ゴミもそれぞれの部屋に分散し、部屋を使わなくなって 72 時間たったら初めて触って捨てる」というアドバイスを受けながら、息子と夫の入所までの間、食事などの手当てをしていました。
- ・ 一方で、息子の職場はストップし、関係者は 50 人にのぼり、「こんなに迷惑をかけるとは思ってもみなかった」とショックを受けていました。若い方はコロナに感染した時の周囲への影響を軽く見ているかもしれませんが、私の息子を教訓に、具体的に想像してみてもらいたいと思いますね。

感染者（40 代女性）

■感染判明、療養の経過は？

- ・ 8 月下旬、夫から体調不良の連絡を受けたのが発端です。夫と私、娘の 3 人の検査の結果、夫と私の陽性が判明しました。
- ・ なお、その後、夫の会社から、「発症前の夫が職場で接触した人の中に陽性者がいた」との情報が共有されました。
- ・ 夫と私は宿泊療養施設に入所しましたが、夫は 37～38 度の高熱や頭痛が続き、肺炎にもなりかけたことから、いつ入院になるか、という時もありました。
- ・ 一方の私は、発熱は 1 日程度でしたが、気持ちが悪く、お腹の調子も悪く、全身がチクチク痛くなり、鼻水が出る、といった症状が繰り返し起こり、その後味覚・嗅覚もなくなりました。いずれも未体験の症状でした。2 週間後には症状も治まり、ようやく夫婦揃って退所できました。

■退所してからの後遺症は？

- ・ 退所した際、日常生活に戻っていい、と言われましたが、私はすぐに職場復帰できませんでした。帰宅後に咳がひどくなり、3 日後には体温が 36 度と 37 度の間を 30 分毎に上下するようになりました。職場復帰できたのは、退所してから 2 週間後となりました。
- ・ また、退所して 1 か月後には脱毛も始まりました。髪を洗うと以前より多くの髪が抜け落ちます。これは今でも続いています。さらには、嗅覚も完全に戻っていません。
- ・ これら様々な体調の不調を感じますが、「いつまで続くのか」「体のどこに不調が現れるのか」、そして「そもそもどの症状が新型コロナが原因なのかかわからない」ということ自体が不安です。この点は相談した医療機関からも明確な答えはありません。いろいろな不安が強く、心境的には感染前の状況に戻りません。

開催予定日（予定期間）が「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態措置」の 実施期間に該当していないイベントの開催について

別添資料 1

大声※1なしのイベント

収容定員設定あり

収容率50%超※2であるが
参加予定人数※3 5,000人以下
⇒A

収容率50%以下
⇒A

収容率50%超かつ
参加予定人数5,000人超
⇒B

収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下
⇒A

参加予定人数5,000人超
⇒B

大声ありのイベント

収容定員設定あり※4

収容率50%以下
⇒A

収容率50%超
⇒中止を含め開催を慎重に判断

収容定員設定なし

十分な人と人の間隔
(できるだけ2 m最低1 m)
の維持を徹底
⇒A
⇒ 徹底ができない場合には
中止を含め開催を慎重に判断

A

イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリストをホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告を県に提出すること。

B

イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を目処に県に感染防止安全計画を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。

※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。

※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。

※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。

※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ2 m最低1 m）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。

開催予定日（予定期間）が「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態措置」の実施期間に該当しているイベントの開催について

別添資料2

大声※1なしのイベント

収容定員設定あり

収容率50%※2以下かつ
参加予定人数※3 5,000人以下
⇒A

収容率50%超であるが
参加予定人数5,000人以下
⇒A

参加予定人数5,000人超
ただし人数上限あり★
⇒B

収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下
⇒A

参加予定人数5,000人超
⇒B
ただし人数上限あり★

★人数上限について

原則5,000人まで。ただし、Bの対応により重点措置期間内は20,000人まで、緊急事態宣言期間内は10,000人まで人数上限が緩和される。さらに、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、収容定員まで追加可。当該制度の適用を希望する主催者は、感染防止安全計画（別添2）に当該制度へ登録する旨を明記したうえ県に提出すること。

A

イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリストをホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告を県に提出すること。

B

イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を目処に県に感染防止安全計画を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。

大声ありのイベント

収容定員設定あり※4

収容率50%以下かつ
参加予定人数5,000人以下
⇒A

収容率50%超
⇒中止を含め開催を慎重に判断

収容定員設定なし

十分な人と人の間隔
(できるだけ2m最低1m)
⇒A
の維持を徹底
⇒ 徹底ができない場合には
中止を含め開催を慎重に判断

※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。

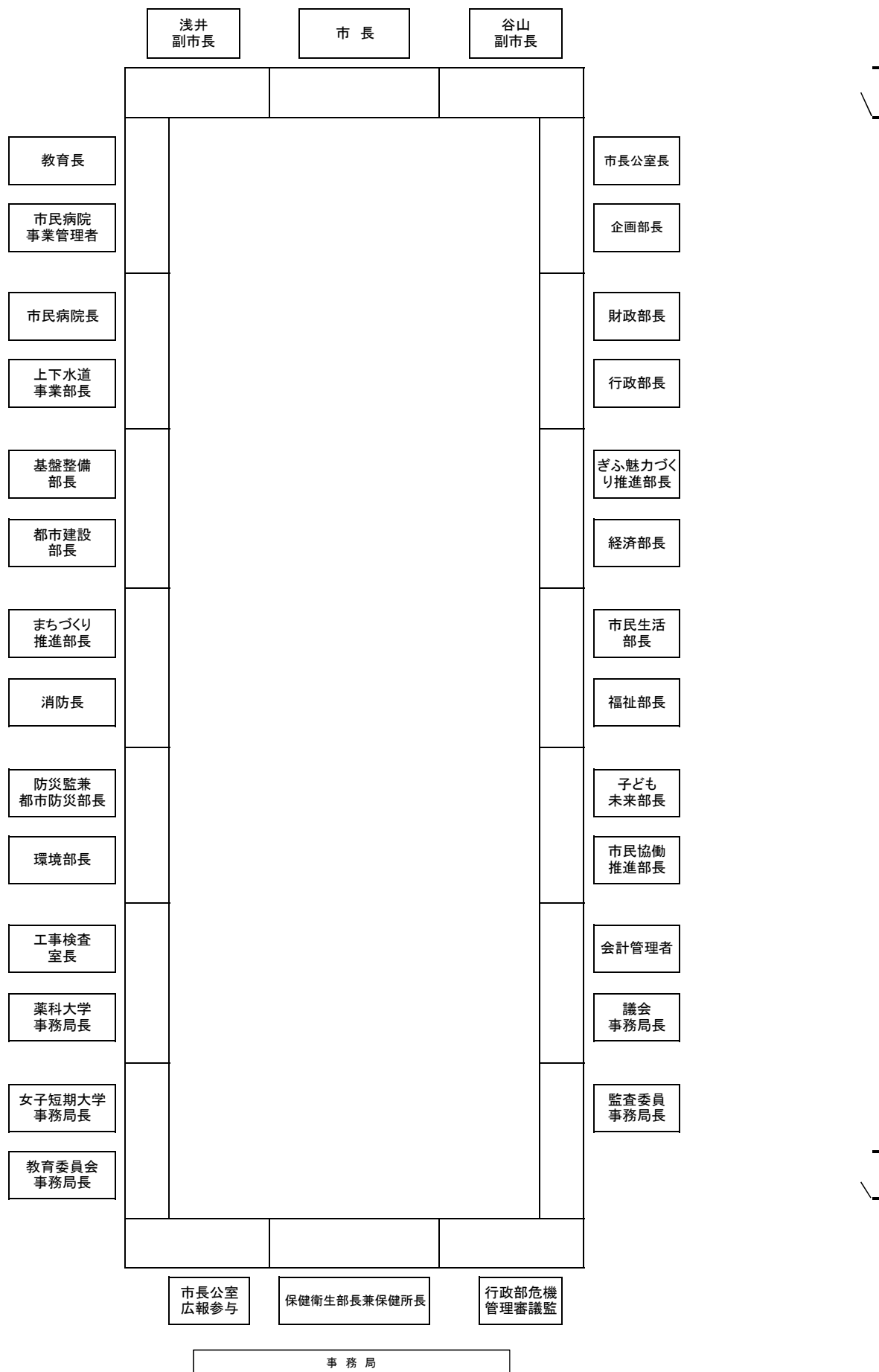
※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。

※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。

※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ2m最低1m）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。

岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議席表

2021年11月29日



感染拡大防止と社会経済活動の両立

市内の感染状況は11月12日以降、新規感染者0人を継続しており、全国を見ても、現在の感染レベルは、**今年最も落ち着いた状況**と言えます。これは、ワクチン接種が進んだことに加え、皆様がマスク着用などの基本的な感染防止対策を徹底された結果と受け止めています。改めてこれまでの皆さまのご協力に感謝申し上げます。

一方世界では、ワクチン接種が進んだ**ヨーロッパの各国**でデルタ株による**感染が再拡大**しており、また、南アフリカなどで確認された**新たな変異株「オミクロン株」**をWHOが「懸念すべき変異株」に指定するなど、**未だ油断ならない状況**が続いています。

本市では、**約85%の方への初回接種が完了**しましたが、2回目のワクチン接種から8か月経過した方から順に、18歳以上の希望される方への**3回目の追加接種を12月から開始**いたします。

日常生活における行動制限が徐々に緩和されていきますが、ワクチン接種済みの方のブレークスルー感染防止も含め、一人ひとりの**感染防止対策の継続へのご協力をお願い**いたします。

令和3年11月29日 岐阜市長 柴橋 正直

市民の皆様・事業者の皆様へ

ワクチン接種済みの方も含めて、感染防止対策の徹底

基本的な感染防止対策の継続

- ✓ 「マスクの着用」、「手洗い・手指消毒」、「こまめな換気」、「3密（密閉空間・密集場所・密接場面）のうち一つでも回避」、「体調不良の時は、全ての行動ストップを！」

「外出」「県をまたぐ移動」「飲食」に関する注意喚起

- ✓ 県境をまたぐ移動（旅行、出張、帰省など）の際は、基本的な感染防止対策の徹底を！特に、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行は控えて！
- ✓ 「業種別ガイドライン」を守っている施設の利用を！
- ✓ 外食に限らず、職場や学校でも食事中はマスクなしの会話は控え「黙食」を！



職場での感染防止対策の徹底

- ✓ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を！
- ✓ 職場はもとより、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）での感染防止対策（換気、マスク着用など）の徹底を！

3回目のワクチン接種

- ✓ ワクチンには**発症、感染、重症化を予防する効果が確認**されていますが、接種してから**時間の経過に伴い、これらの効果が徐々に低下**していくことが示唆されています。
- ✓ このため、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、**2回目接種を完了したすべての方に対して、追加接種の機会を提供**することが望ましいとされています。
- ✓ 本市では、18歳以上の希望されるすべての皆さまへの追加接種を推進しています。**2回目接種後8か月経過した方から順に、接種券を発送**いたします。
- ✓ また、今後接種対象となる12歳を迎える方、新たに初回接種を希望する方など**ワクチン未接種の方**に対しても、継続して接種機会を提供してまいります。